

令和4年第1回土別市議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月10日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 4時14分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	中山義隆君
	3番	苔口千笑君	4番	真保誠君
	5番	奥山かおり君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	村上緑一君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	喜多武彦君	14番	大西陽君
	15番	谷口隆徳君	16番	山居忠彰君
議長	17番	遠山昭二君		

---

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	藪中晃宏君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	鴻野弘志君
建設水道部長	千葉靖紀君		

---

教育委員会 会長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部 会長	三上正洋君
-------------	-------	----------------------	-------

---

病院事 業副 管 理 者	三好信之君	経営管理部長	東川晃宏君
--------------------------	-------	--------	-------

---

監 査 委 員 浅 利 知 充 君

監 査 委 員 長

岡 崎 忠 幸 君

---

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 穴 田 義 文 君

議 会 事 務 局 長

岡 崎 浩 章 君

議 会 事 務 局 主 査 中 井 聖 子 君

議 会 事 務 局 主 査 中 井 聖 子 君

駒 井 靖 亮 君

---

(午前10時00分開議)

○議長（遠山昭二君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（遠山昭二君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

---

○議長（遠山昭二君） それでは、これより議事に入ります。

前日に引き続き、日程第1、議案第1号から議案第19号までの令和4年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案19案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑を続行いたします。

13番 喜多武彦議員。

○13番（喜多武彦君） 令和4年第1回定例会に当たりまして、通告に従い大綱質疑をいたします。

初めに、指定管理の在り方と今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

この件につきましては令和3年第1回定例会にも関連した質問をいたしました。再度改めて今後の指定管理の在り方についてお伺いをいたします。

指定管理制度は、公の施設の運営管理を行う民間事業者等を指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度であることは御承知のことです。この制度の受託者のメリットとしては、1、継続的な収入を確保できること、2、指定を受けることにより、信頼性を確保されること、3、地域に貢献できることなどがあります。また、特に指定管理を導入する施設は、民間のノウハウを導入して運営の効率化を図るものであるとされています。また、業務のノウハウを蓄積できるということも可能であるとされています。

そこで、本市の指定管理の状況について、現在13施設がありますが、施設全体について指定管理をしなければならないのかどうかという視点、意義、目的、費用対効果、市民ニーズ等について検証することも必要だと思いますが、まず、全体及び個別について、令和3年第1回定例会以降検証されているのか、最初に伺います。されているのならば、どのようにというところをお知らせください。

また、施設の目的に沿う維持継続をするには、目的、意義、市民ニーズを明確にし、規則、協定書が守られているのか、被指定者である市が責任を持って主体的に管理、指導することが重要と思いますが、その責任体制がしっかりと機能しているのか、監査の報告にも指摘されている事項が見受けられますが、丸投げ状態にならないように定期的に検証、点検を図っていく

ことの体制整備についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

これらの公的指定管理施設は、今後の考え方については、市が施設の維持管理をしていく必要がなくなるものも出てくることや、民間に移管していくことがよりよく活用を提供できることもあると思いますが、売却などの考え、また、縮小することも考えていくのか、お伺いをいたします。

また、現在指定管理を委託して施設の活用が行われていますが、今後において、指定の契約解除、受託者の変更、縮小などがあると思われます。受託事業者が少ないと思われる本市においては受け手が見つからないことも考えられます。前段にも申しましたが、本市市民の福祉の向上、安心・安全な生活を維持するためにも今後における対応が必要となります。現時点での考え方をお伺いして、この質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） まず、私のほうから指定管理の現況と市民ニーズ等の検証についてお答え申し上げます。

まず、指定管理施設の現況についてでございますが、お話にありましてとおり、令和3年からは13施設が指定管理という状況になっておりまして、4年当初予算におきましては、現在廃止条例を提案中でございますが、サイクリングターミナルを除いた12施設で予算計上等させていただきますところでございます。

この間の管理の内容の検証といたしましては、昨年年第1回定例会大綱質疑で喜多議員のほうからモニタリングの必要性など御指摘等いただきまして、また、お話にありましてように監査報告においても意見もいただいたところでございます。これらを踏まえまして、各指定管理施設におきましては、協定書に基づきます台帳等の整備、それから実施基準を満たす点検等の徹底や、より連携を図るための報告、協議の場を持つことを行政と指定管理者間で確認を改めてさせていただいているところでございます。

指定管理者施設の中には、定期的な会議のほかに、ニーズの把握に向けた独自のアンケート調査ですとか満足度調査という形で実施されているところもありまして、これらの結果や課題を指定管理者と行政が共有しながら管理運営を行っている施設もございます。検証、点検の体制の整備といたしましては、こうした手法も有効であると考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（遠山昭二君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、設置者である市の責任体制についてお答えいたします。

喜多議員お話しのとおり、指定管理者は公の施設の管理を包括的に委ねることになりまして、設置者である市に代わって代行をする主体という位置づけになります。そうしたことで、民間事業者のノウハウを生かした住民サービスの向上、管理運営の効率化が期待されるというものであります。

しかしながら、御指摘にありましてように、商取引上などの慣習ですとか認識の相違などが

ら、協定書、要求水準書と実際の管理状況に一部そごが生じている事例や、必ずしも合意事項が協定書の中で明文化されていないというケースも発生しているところでもあります。こうした課題を解消し、適正かつ効率的な運営を図るため、現在、指定管理者制度運用ガイドラインの見直し作業を行っているところです。具体的には、業務の範囲、自主事業の位置づけですとか利用料金や余剰金の取扱い、責任の所在やリスク分担、モニタリングの実施など、より明確な規定をするなどして改善に努めていきたいと考えておりまして、指定管理者の適切な管理、経営を担保していくためにもそういった見直し検討作業を進めているところです。

新年度におきまして、上半期を目途にこの見直し作業が行えるよう鋭意作業を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 私から、指定管理施設の今後の考え方、そして受託事業者が少ないことへの対応などについてお答えいたします。

公共施設の管理については、指定管理施設に限らず、常に見直しをしていかなければならないと考えています。時代の変遷とともに社会環境も変わってまいります。基本的には、公共施設マネジメント基本計画に基づきまして、市民ニーズ、利活用の状況、費用対効果など、そういった視点から公共施設としての必要性や最適な在り方などについて総合的に検証するとともに、広く市民の声を聞いて判断をしていく必要があると考えております。

行政から民間への移管、廃止、縮小などの議論につきましては、将来的な財政負担がどうなるのかといったようなことも要因とはなりますけれども、施設の歴史的背景でありますとか、これまでの経過や地域経済に及ぼす影響、さらには雇用の問題などを考慮して慎重な判断をしていく必要があると考えているところでもあります。

それから、受託業者が少なくなっていくといった部分ですけれども、現在市内に受託業者が限られているということで、公募によらず指定管理者の選定を行っているケースもあります。受託業者が少ないということは今後の不安材料ということで捉えております。その対応としましては、複数の施設を例えば一括して管理することでスケールメリットを生かす包括的指定管理などの調査を進めるほか、自治体DXによるAIやICT技術を活用して施設の管理の省力化などの検討も必要ではないかと考えております。

まずは現在の施設について業者側と協定内容の検証ですとか課題の確認、持続可能な体制づくりなどを協議する中で、市民サービスの維持、確保のために適切な管理、運営に努めてまいりますと考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 喜多議員。

○13番（喜多武彦君） まず、去年からの点でいくと、改善された点ということでは、モニタリングを含めていろいろと当事者と協議を重ねていただく、そしてアンケートを取っていただき

ながら、各結果、課題を共有していただいたということの中で、かなり改善に方向性はできているのかなという感想は持ったところであります。

ただ、最後のほうで副市長からの答弁もありましたけれども、一番懸念するのは受け手の問題。今後、やはり受け手というのは恐らく本市においてはかなり少ないという状況が、まだまだこういう経済状況の中では見受けられることと、果たして受けていただいた後に、企業側としてやはり厳しいという判断をしたときに、それをどういうふうにフォローしていくのか。指定管理料を払うだけではなくて、企業側が人的なことであったり経済的な事情であったりということの中で恐らく出てくることも想定をしていかなければならないと思っています。

そういうマイナスの要因といったら失礼なんですけれども、そういう想定をある程度持たれているのか、そうなったときにどういう対応をしていくのかということをお答えいただきたいと思っています。

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 受託業者の将来的な部分で、受けて経営はしている中で、なかなか厳しい状況になったという場合、当然現在も発生している部分もあると思いますし、これからもそうした可能性というのはあると思っています。

市は発注者でありますから、そういった経営状況等については都度都度受託業者と連絡を取り合いながら、あるいはモニタリングしながら進めてきておりますので、今後もそうした対応については行っていきたいと思っています。また、市のほうで持っている情報でありますとかいろいろなことについては、フォローしていく体制も考えていきたいと思っております。

仮に受託者が、もう先行きがどうしようもないといったようなときには、例えば指定管理料だけで補っていくという方法もありますけれども、これは今すぐということではないんですけれども、例えば一旦指定管理を解除して、市が直営で管理すると。そうした中で、民間連携による施設運営を検討する中で、市民ニーズに合った新しい公共施設の再構築といったものを考えていく必要もあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 喜多議員。

○13番（喜多武彦君） 次の質問は、ヤングケアラーの実態と対応、対策についてお伺いしたいと思います。

昨日の山居議員の質問と被る部分もありますけれども、御容赦いただきながら質問させていただきます。

ヤングケアラーとは、家族等の介護や世話をする18歳未満の子供のことです。この問題は、近年大きい社会現象として取り上げられるとともに、子供の人権や生活が脅かされているということから、2020年からヤングケアラーとして政府、自治体における取組が広がっております。18歳未満のヤングだけではなく、全世代のケアラーを対象にしたケアラー支援条例が2020年3月に全国で初めて埼玉県において制定をされました。さらに、昨年3月には北海道栗山町でも

制定がされました。これらに対応するため、行政では神戸市がこども・若者ケアラー相談・支援窓口が開設されました。また、厚生労働省と文部科学省共同のヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの報告書が昨年5月に公表されたところでもあります。

政府の中高生への実態調査によると、ケアをしている家族がいると回答したのは、中学2年生が5.7%で17人に1人、高校2年生が4.1%で24人に1人でした。本来は大人が担うケアを子供が日常的に行い、重い負担や責任を担わされることによって学校に行けない状態になったり、宿題や勉強、部活、自分の時間や友人との時間、睡眠時間に支障など、子供自身の権利が守られず、学校生活や日常生活などが大きく脅かされている子供たちが存在しています。

主なケアの対象は、親、身体障害や精神疾患等、きょうだい、幼い、知的身体障害等、祖父母、高齢、要介護認知症等で、ケア内容は介護、介助のみならず、食事の準備や洗濯等の家事、送迎、見送り、感情面のケア、愚痴を聞いたり、話し相手になるなどまで幅広く含まれます。ヤングケアラーの割合は裾野まで含めると調査結果よりもかなり多いと思います。

そこで、本市におけるこの問題についての実態はどうか、調査などが行われているのか、さらに、学校の各クラスに最低1人はいることが調査により可視化されたヤングケアラーですが、悩みがかなり深刻な場合でも他人には言いにくい家族の悩みであることから、誰にも相談できずに孤独、孤立を感じている場合が少なくありません。家庭内の問題を知られたくないためにSOSを発信できない、自分にとっては当たり前の環境で誰かに相談するという発想、支援が必要だという自覚がないといった理由から問題が表面化しにくく、福祉や教育等の専門家によりやく認識され始めたところです。このような現状を踏まえ、本市では対応窓口や相談窓口などが必要と思います。

家族の世話をするのは当たり前という固定観念や励ましの言葉にも追い詰められていることもあります。ヤングケアラーには、教育上や進路上の影響にも伴い、人格形成や対人関係への影響も非常に大きいのも現状です。早い時期からの支援が必要ではないでしょうか。

ヤングケアラー、新しい言葉ですが、これまで見えていなかった存在、課題を可視化する幅広い多様な概念であるということではないでしょうか。

学校生活や進路等にまで影響が生じている全国での事例は他人事ではなく、実態を把握しながら対応策を講じることが必要と考えます。表面上にはなかなか見えにくい問題であり、誰にも打ち明けられない悩みを抱えている場合もあります。

ここまでは昨日の山居議員への答弁でおおむね理解はできました。

家庭環境に左右されずに育ち、学び、悩みがあれば適切な相手に相談でき、自分自身が人生の主人公として夢と希望を持って士別で生まれ、よりよい生活ができる社会を子供たちに与えられる環境を整備することを願い、行政には支援条例制定に向けた自治体の現況を踏まえながらも積極的に関わっていただき、問題解決に向けていただくことを切に願います。

そこで、この問題については行政だけではなく、関係する諮問機関、委員会や審議会、審議

委員会、機関なども共通認識の下、課題解決に向けた議論を進めるべきだと思います。この点について市の考えをお伺いし、この質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 瀧上こども・子育て応援課長。

○こども・子育て応援課長（瀧上聡典君） お答えいたします。諮問機関ですとか審議機関との議論についてでございますけれども、昨日山居議員への御答弁にもございましたように、北海道も北海道ヤングケアラー支援条例というものの策定準備を現在進めているところであります。市も北海道の条例の趣旨を踏まえた中で、例えば士別市保健医療福祉対策協議会ですとか士別市子どもの権利委員会、さらには校長会、こういった団体と共通の認識を持った取組を行うべく、支援体制の在り方、こういった部分について検討していくと、そういう考えであります。以上です。

○議長（遠山昭二君） 武山社会教育課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 私から、教育委員会における相談窓口等の体制について御答弁させていただきます。

教育委員会には青少年の相談窓口として青少年相談室を設置しております。のぞみの電話を通じて学校生活や友人関係、家族のことなど、家族や友人に話しづらい悩みなど幅広い内容での相談を受け付けております。そのため、相談窓口については現状の相談窓口を活用していく考えです。

具体的に、家族の介護に対する相談があった場合には、相談者の気持ちに寄り添い、話を聞き取った上で、まずは悩みの緩和に努めてまいります。あわせて、支援が必要と思われる場合については関係部局と連携して対応してまいります。

また、北海道教育委員会でも24時間電話相談ができる子ども相談支援センターを開設しております。本市ののぞみの電話と併せて幅広い相談窓口として周知を図ってまいります。

また、誰にも悩みを打ち明けられない環境があるのではという言葉もありました。子供はなかなか心身の発達の部分で家族の悩みなどを言葉で表しにくいという部分も考えられると思います。昨日の答弁のとおり、学校での見守りの部分、特に出欠席はもちろんのこと、日頃の子供たちの生活の中から心身の変調、また体調の異変なども先生方については注視していただいているところでございます。このような事由がございますことから、当方であった相談内容と必要に応じてマッチングというか、情報を合わせる必要もございますので、そのような内容がありましたら関係部署との情報共有に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 喜多議員。

○13番（喜多武彦君） 答弁いただきました。やはり窓口をどうやって周知するかというのが物すごく大事だと思います。

明日、東日本大震災が起こって11年目を迎えますけれども、その震災を受けた子供たちの心の中には、まだ記憶に新しくといますか、拭い去れないものがあって、家族を失って、子供、



弟、妹を面倒を見ている子供たちがいます。その子供たちがどこに相談をしていいのかということの中で追い詰められて、一つ踏み込んでしまって自殺をした子供たちもいるという話を聞いております。

この人をケアするというのは、まかり間違えば自分をどうやって誰がケアするかという、追い込みにも入っていくような気がします。ですから、SOSの周知の方法、周知をきっちりとしていただいて、子供たちの命を守るということを切にお願いをしたいと思っておりますけれども、どのような方法があるのか私自身もよく分からないのですけれども、コメントをいただきたいと思っております。

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 私から再質問に答弁させていただきます。

今回本定例会でヤングケアラーにつきましては、先日の山居議員、それから喜多議員から御指摘等、提言等をいただきました。ただいまいただいたとおり、子供の内面、心の中のものですから非常に見づらい、見つけづらい一面がある一方、このヤングケアラーにつきましては、例えばケアをすることによって本来与えられている子供の権利を剥奪される、このようなことは絶対にあってはならないと思っています。しかし一方では、自分がやれることがある範囲の中で家族をケアしたい、見守りたいという行為は人間の心の醸成としてはすばらしいものであると思っております。ですから、こういったものをこれから守っていく上では、もちろんそういう条例の制定も一つの方法でしょうし、組織の編成、再編、そういったものも大事だと思っております。しかしながら、しっかりとその相手の子供に対して目を見て話をする、受け入れられる、そういった人材も必要だと思っていますので、先ほど答弁申し上げたとおり、関係機関と協議しながら、その辺をしっかりと、今回のヤングケアラーだけではないと思っております。例えばいじめであつたり虐待も含めて、しっかりとそれを見守れる社会構造、組織づくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（遠山昭二君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 私からも教育行政を担わせていただいている立場で答弁させていただきます。

市長からあつたとおり、基本的には市長の答弁のとおりだと思っています。そういった中で、学校についても、今、後段にもお話がありましたように、いじめだとか不登校等の様々な問題もあります。加えて、やはりヤングケアラー、家庭でいろんな形でそういうような状況、本当に自分自身が気づかないというケースもあり得ます。一方でそれが自分としては自分なりの、そうやるのが自分にとっていいんだと思っている子もいるかもしれませんが、やはり一方でSOSを発信したいという子もいると思っております。本当に虐待と同じで、非常に実態がつかみにくい側面もあります。いじめ、不登校等については、正直、日常的に当たり前の対応ということで、担任や関わる先生、限定的なものではなくて、全校で情報共有しながら対応しています。同じように虐待についても、やはりどこかでキャッチした際に対応していかなきやな

らないということで、学校はそのことでいけば、今お話があったヤングケアラーについても、これまで以上に、まず担任を中心に目配り、心配り、そして耳を傾ける気持ちをしっかり向けてあげる、そこから始まるのだと思っていますけれども、再度、ちょうど新年度には教育指針の重点等々についての話もありますので、そういった場面でまず管理職中心にそういった話をきっちり伝えていきたいと思っています。

加えて、学校だけではやはり気づけないと思うんです。その意味では地域、御近所含めて地域の皆さん方が感じ取られるものも多分にあるのではないかと思いますから、そういった意味でも、何でもかんでもということはありませんけれども、やはり懸念される情報をいかにプライバシーや様々なことにも配慮した上で我々としてもキャッチしながら対応していくのかということが必要だと思っていますので、まず、学校としては、できる限り先ほども言った目配り、心配り、そして耳を傾ける、寄り添う、その気持ちというのを大事にしていくように再度周知を図っていきたくと。

具体的な窓口については、先ほど社会教育課長が申し上げました、のぞみの電話あるいは青少年相談という部分で、そういうことも受けますよということを少しかみ砕いた表現で周知していこうかなと思っていますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 喜多議員。

○13番（喜多武彦君） それでは、最後の質問になります。最後の3つ目は、コロナ感染症収束後の課題についてお伺いしたいと思います。

コロナ感染症はいまだ収束状況にはありませんが、特に子供や高齢者に関して何点か現状、並びに今後についてお伺いしたいと思います。

まず、子供の健全な育成及び教育などについてお伺いいたします。

コロナ禍における家庭や子供の育成、環境整備は大きく変化して、自由な行動や時間などがなかなかつくれる中において、子供たちに本市としてどのような支援体制や環境整備などを行ってきたのか、施設別などそれらの対応、対策についてお伺いをいたします。

また、コロナウイルス感染症収束後の対応など、現状において何か考えがあればお伺いをいたします。特に家庭環境の問題として、虐待やいじめの実態も全国的に取り上げられている状況の中で、本市においてはそれらに対する調査や実態把握することがなされたのか、実態はどうなのか、お知らせください。

次に、学校での教育について伺います。コロナ感染症の状況下での教育環境の変化について、平常時と比べてその対応や対策はどうなのか。コロナでの教育内容の進捗状況はどうなのか、また、コロナ後のオンライン、リモートによる授業などについても考えをお知らせください。

次に、高齢者や生活弱者に関わる安心・安全な環境についてです。

コロナ感染症下での高齢者の環境の変化は、精神的、肉体的にも大変なものだと思われます。特に高齢者の方は独り世帯も多く、孤独な環境の中で生活されている、心理的にも不安定にな

る要素もあり、安心・安全に生活できる環境に行政としても最大限の配慮をすることが求められております。孤独、孤立のような支援体制は介護、福祉の観点から、制度としては計画されてはおりますが、その計画を実施、実行していくのは人であります。コロナ前の平時から、コロナ禍の現状ではこの人たちに対してどのような対処をされたのか、事例があればお知らせください。また、対応件数や今後の課題、対策について考えをお聞かせください。

介護福祉施設からの感染症対策や運営状況など、人的、物的等の困窮状況や要望等が来ているのか、また、介護施設に入所できない人がどのような現況なのかをお伺いして、この質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 瀧上課長。

○こども・子育て応援課長（瀧上聡典君） 初めに、コロナ禍における児童福祉施設、保育園、幼稚園です。これらの支援や環境整備についてお答えいたします。

まず、児童福祉施設におきましては、消毒ですとかマスクの着用などの基本的な感染防止対策、これに加えて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した中で様々な環境整備を図ってまいりました。

まず、市立保育園、それから地域保育所、児童センターの主な環境整備という部分で申し上げますと、まず、令和2年度ではウェブ会議用のインターネット環境の整備、トイレの洋式化、それから加湿器、エアコン、暖房機等、これらを整備いたしました。3年度につきましては、毎月PCR検査を実施しています。それから、気化式冷風機、エアコン、これらを整備したという現状にあります。

幼稚園、認可外保育施設については、2年度では1施設当たり100万円を上限とした補助制度を確立しまして実施しております。3年度におきましては、これは市立保育園ですとか地域保育所、児童センターと同じように毎月のPCR検査を実施したほか、気化式冷風機、これらも幼稚園ですとか認可外保育園のほうに整備しております。

次に、コロナ感染症収束後の対応についてですけれども、これも基本的な感染防止対策、これはもちろん行っていきます。それに加えてウィズコロナを見据えた事業を4年度の当初予算のほうで計上いたしました。

まず、1つ目といたしましては、今度は施設で感染が疑われる場合などの緊急的な対応が必要な場合、これらに関するPCR検査の実施を予算計上しております。それから、幼稚園、認可外保育施設向けの補助制度といたしまして、これは2年度も実施しましたが、1施設100万円を上限とした補助制度も予算計上しております。

次に、虐待やいじめの調査、実態把握でございますけれども、市のほうではコロナの影響に関する相談、例えば失業や休職等で収入が減少して、経済的な不安から子供への身体的、精神的虐待、こういった部分が疑われるような相談、こういったものはございませんでした。あわせて、児童保育園ですとか幼稚園、また学校との情報交換、こういった部分も行っておりますけれども、その中でも新型コロナの影響で虐待とかそういったことが疑われるケースの報告も

ない状況にあります。

それから、昨年8月に実施した、子どもの権利のアンケート調査、こちらのほうの中でコロナ禍での困り事について調査いたしました。その中では、外出できない、感染が心配という回答をされた方が約6割を占めておりますけれども、この部分につきましては、緊急事態宣言ですとか外出自粛要請という部分があって、やはり部活ですとか大会の中止、夏の感染拡大、こういった部分が影響して6割の方が外出できない、感染が心配という回答をなされたのかなと推測しております。一方で、約3割の方、こちらの方は困り事がないと回答されましたので、コロナ禍における虐待実態把握というのはこういった形で行っております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 私からは、学校における状況について御答弁申し上げます。

まず、支援体制や環境整備についてです。学校に関しましても、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、事業を実施しております。令和3年度に行いました主な事業ですが、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業、こちらのほうでは学校規模に応じ事業費を配分しております。各学校では必要な感染症対策、学びの保障に関する物品を購入しております。一例としましては、消毒用のアルコールですとかハンドソープなど、また、二酸化炭素濃度計ですとか加湿器、サーキュレーターなど必要な物品を購入しております。

次に、小中学校暖房機改善事業、これにつきましても、冬期間換気の必要がある場合に備えまして暖房機の改善、移設を行っております。

さらに、校外学習感染防止対策事業、こちらは児童・生徒がバスなどを利用する際に3密を回避するため、バスの増車、サイズアップなどを行っております。プール授業、スキー授業、芸術鑑賞、社会見学など、このようなときに利用させていただいております。

また、新型コロナウイルス感染症検査支援事業のほうでは、学校職員等がPCR検査を行うという事業でございます。

また、修学旅行キャンセル料等支援事業、これにつきましては、緊急事態宣言発令に伴います修学旅行等のキャンセル料、実施時期の変更に伴う暖房料金の追加などに対応してきたところ です。

次に、虐待やいじめの実態把握についてです。学校におきましては、ワクチン接種の有無や感染に関する誹謗中傷、これらのことを行わないよう指導に努めております。コロナに特化した調査というものは行っておりませんが、ふだんから、先ほどもお話がございました虐待、いじめ、これについては把握するよう努めております。実際に学級閉鎖した学校の教員から伺った内容なのですが、感染してしまった児童・生徒が、自分のせいで学級閉鎖になってしまったと、そういうような思い悩むことがないよう心のケアに心がけていると、そういうお話も伺っております。

次に、学校での教育環境の変化についてです。文部科学省では、新しい生活様式を踏まえた

学校での行動基準を定めております。現在はレベル2、警戒を強化すべきレベルであります。感染拡大傾向にある場合には感染リスクの高い活動を停止することとされています。感染リスクの高い活動とされているものとして、体育では児童・生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、音楽では室内において近距離で行う合唱や器楽演奏、家庭科では近距離で活動する調理実習などがあります。本市においてもこの行動基準を遵守し授業を行っているところですが、地域の感染レベルが下がれば感染対策を講じた上で通常の活動に戻していく考えです。各学校では授業の実施時期を入れ替えるなどの工夫をしながら教育課程に沿った授業を行っているところです。

先日、苔口議員にお答えしましたとおり、感染拡大により臨時休業や学級閉鎖となった場合や同居家族に風邪等の症状があり出席停止になった場合など、児童・生徒の学年や状況に応じてオンライン授業を実施してきました。対面で行う授業には、教員が子供たちの様子を直接確認できるなどのメリットがあります。また、子供同士の直接的な関わり合いや体験的な学習を行うために同じ場所に集うことには大きな意義がございます。その一方で、様々な理由から学校に通えず、対面指導が困難な子供にとってはオンラインの活用が効果的な場合もあります。今後につきましては、対面での指導を基本としながらも、児童・生徒の発達段階や特性、学ぶ内容に応じてオンライン教育も取り入れ、両方のメリットを生かすハイブリッド型の授業を行うことも検討したいと考えています。さらに、校長会、教頭会や土別市ICT活用プロジェクトチーム等とも協議しながら、子供たちの理解がより深まるような授業の方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 青木介護保険課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 私から、高齢者の安心・安全な環境整備という部分についてお答えいたします。

まず、孤立、孤独の支援体制、そういったものの対応というところなんですけれども、高齢者それから生活弱者に対する調査を行ってきているところなんです。例年行っております高齢者の実態調査ですとか民生委員、児童委員に対するアンケート調査を行ってきております。

まず、高齢者の実態調査の関係ですけれども、対象は、75歳以上の高齢であるとか独居世帯を対象に実施してきております。調査内容といたしましては、健康状態、困り事の確認、各種相談窓口の周知を行ってきております。令和2年度、2020年の調査では1,549世帯を対象に実施してございまして、新型コロナ感染症の影響によりまして緊急事態宣言が発出されたことに伴い、外出の自粛によるフレイルですとか認知症の発症、こういったものが心配されておりましたので、5月25日の緊急事態宣言解除を受けまして、例年8月から調査を実施しているところだったんですが、6月1日からということで前倒しをして調査を開始しております。例年の調査項目に加えまして、そのときに臨時給付金の申請時期ということもありましたので、そういった申請書の受理の状況の確認、それから新型コロナの相談窓口の周知、こういったもののほか

に、感染予防のためのマスクの配付、それから感染予防、こういったものの対策の徹底をお願いしてきたところであります。

また、令和3年、2021年度の調査なんですけれども、こちらについては1,687世帯を対象に実施してきております。先ほどと同じように追加調査の項目といたしましては、新型コロナウイルスの相談窓口の周知を図ってきております。また、この時期に後期高齢者の健康診断の案内の配付といったものをさせていただいております。また、コロナの関係のワクチン接種の状況の確認、それから会場へ行けない方、こういった方についてはその対応なんかも行ったところです。調査については、先ほどもありましたけれども、例年8月のところを7月からということで前倒しをして開始をしてきておりましたが、緊急事態宣言の期間中は自粛するといったことなど、そういった対応を実施してきているところです。

両年とも、調査対象の方からは、新型コロナウイルスに関しての心配事、こういったものは特になかったところであります。今後におきましても、感染症の状況を踏まえて、高齢者の生活実態ですとか困り事を直接把握できる機会として、しっかりと調査を行いながら困り事の早期解決ですとか適切な高齢者の支援などにつなげていけるように取組を行っていきたいと考えております。

一方、民生委員、児童委員へのアンケート調査では、担当地区の対象者の方が、自分自身や家族、親族の感染ですとか、外出しないことによる体力の低下を心配されている世帯が多くありましたけれども、約4割の民生委員が困り事などがあるという世帯は特にないということで回答を得ているところでありました。こういったような状況になっております。

それから次に、支援する側への対応、それからコロナ後の環境整備についてというところになりますけれども、まず、高齢者等の支援を実施することとなる事業所への支援の部分についてですけれども、2年度におきまして、国のほうで新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金というものがありまして、それを財源として北海道が実施しました感染対策の経費の助成というものが行われておりますし、また、福祉、介護職員などに対しての慰労金の支給などが行われております。そういった中で、一部の事業所からは感染対策経費、交付金が当たっているんですけれども、そういった中でも助成の経費ではちょっと足りないんだという声があったことですとか、3年2月16日にはクラスターの防止ですとか早期発見のための検査の実施、それから感染予防対策経費の支援についての市への要請書の提出、こういったものもあったところであります。以前からそういった事業の検討は進めていたところだったんですけれども、そういった要請書の提出も受けまして、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金を活用した3年度の事業として、クラスターの発生、それから感染拡大を防止して継続したサービス提供ができるように、検査費用ですとか感染予防対策に係る経費の助成などを行ってきているところとなっています。

介護保険事業所におきましては、感染予防対策については、そういった手引きでありますとか感染予防のマニュアルなどを基に、検温それから手指消毒のほか、感染予防のための衛生用

品、防護用品というんですか、そういったものの整備であるとか、面会制限、こういったものを行っているところです。在宅、施設、それぞれのサービスの形態に合わせて対応いただいているところとなっております。

新型コロナの対応で、介護の時間、準備時間、こういった手間であるとかそういったことなどが増加して、また、人材不足での負担が増加していることと考えておりまして、また、介護人材の不足につきましては、近年、全国的な課題ともなっているところであります。本市でも人材不足は同様な状況でありまして、介護従事者確保対策として事業を実施しているところではありますけれども、解消までには至っていないような状況となっております。

事業所では、従事者確保のために市の事業などを活用するほか、それぞれに人材確保のための工夫や代替策、こういったものなどを検討していただいて、苦慮しながらサービス提供を続けていただいている状況であります。先ほどお話ししました事業所への感染予防対策に係る経費の助成などの事業を実施し、サービス提供が継続して行われるよう努めてきていたところがあります。

次に、施設での待機者の状況といった部分、現状といったような部分なんですが、介護施設などへ入所を希望されている方につきましては多くが在宅で待機されていると考えております。在宅サービスを利用している方の多くは担当するケアマネジャーが作成する計画に基づきサービス提供がされているところです。こういったサービス提供を受けながら、緊急事態宣言下などであってもサービスについては、高齢者の生活を支えるために必要不可欠なものでありますので、そういった対策、感染対策を講じた中で平常時と同様に継続したサービス提供を行っておりますので、必要な支援などを受けながら、在宅で生活をしながら入所を待機しているものと認識しているところです。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 喜多議員。

○13番（喜多武彦君） 一つ教育委員会関係で再質問というかお伺いしたいことがあります。

コロナ予算、次年度も恐らく国のほうから同じ予算がつくとは聞いておりますし、また、来年は中規模校が一つ減った、中規模校が一つの、全てが後は小規模校ということで人口が少ないことの懸念がここにも出ているのかなとは思っていますけれども、現場の話を聞いて、あるいは見てきたところでいくと、物はもうほぼ充実しているんです。加湿器であったりそういうハード的なものは。それで何が必要なのかというと、やはりオンラインであったりリモートであったりという中での、その環境整備をコロナ予算ではできないんでしょうかという要望を承りました。学校名を言ってしまうとあれですけども、例えば土別小学校は、市内の学校はそもその予算で整備したわけですから、まだWi-Fi環境も4を使っていますが、郊外に行くと、自分たちの配当予算の中で何とかということでWi-Fiの6を使用しております。この状況を踏まえたときに、やはり通信速度を上げてあげることによって学習環境の充実は図れるのではないかな、多少は図れるのではないかなと思っています。ですから、このコロナ予算

については、なるべく現場の意向とすり合わせをしていただいて、充実されたものに対して、またかと言われることのないように、本当に不足しているものを準備をしてあげる、こういうことを考えていただきたいと思いますけれども、この点だけ聞いて、終わりにしたいと思いません。

○議長（遠山昭二君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられましたように、令和4年度についても同様に予算がつくことになっております。これまでも各学校と相談しながら物品の購入には当たってきているのですが、今お伺いしましたとおり、これまでとはちょっと違う観点とございますか、そういう部分も必要かと思っております。また、通信速度等につきましては、学校ごとにも違う内容もございますし、その学校の現状を改めて確認しながら環境向上できるような対策を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 私は若干補足ということでお話しさせていただきたいと思うんですけれども、我々も各学校のニーズというものをきちんと把握しながら、そこに対応するようというふうに考えていますが、今の関連でいくと、具体的にちょっと2点事例として挙げさせていただきたいと思うんですが、まず、通信環境、学校の通信状況がよくない状況は、実はテスト段階で我々本当に他自治体よりも早く研修も多くの回数やっておりますし、実際に試験的にやるということで、まず、土別中学校を一番最初に、かなりの確認をしました。結果、校内での通信環境がよくないということで、改善のためにルーター増設だとかということで動いたんですが、実は昨今の半導体の調達ができないということでルーターが、物が用意できないという状況がずっと続いておまして、これに対応できていないということがあります。これは一般家庭でのトイレやボイラーや様々な部分と同様に、我々が用意しようとしているものについては入らない。一方で、よく見ると量販店なんかではその6対応の部分のものが出ているように見えるんですけれども、学校規模となるとしっかりしたものが需要ですので、そこがちょっとマッチングがされていない、こういう実態が一つあります。

もう一方で、いろんな制度の中で国は一定学校規模に応じた助成という形で示しているんですが、例えばこれはエアコンをつけたいという場合に、工事に係るものについては一切駄目だと。それはその制度の中で求めるところに係る部分での活用がしづらいという側面があるんです。結果的にそんな中でどうしても今までと同様のものになりがちにはなるんですが、それでも今お話ありましたように、例えばオンライン学習をやるときにカメラですとか、あとマイクですとか、そういったものも実はまだ充実する必要があるという部分もあると思っております。結局、モニターの使い方も学校ではいろいろと試験的にやっているんですが、大型モニター2台使ったりだとか、パソコン自体も教員のほうも2台使いながらということをしたり、いろんな形でやっていますので、そういう中で課長からもありましたとおり、ICTのプロジェクト



チームなどでもより効率的なものを模索しながら、あくまで感染症対策というところの基本がありますけれども、そこにマッチするものであれば、より広く本当に現場の声を第一に対応していきたいと、この姿勢は変わっておりませんし、今後もその気持ちで対応していきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 以上で、喜多議員の質疑を終了いたします。

12番 国忠崇史議員。

○12番（国忠崇史君） 大綱質疑をいたします。

まず、一貫性のある保育政策をと題して幾つか聞きたいと思います。

ここでいう一貫性とは、ゼロ歳から小学校入学まで一日の切れ目もなく、また経済的、財政的支援も十分に行き届き、子供の心のケアや保護者の経済的負担までしっかりと見ているという状態です。

まず、今回岸田内閣が介護職員などと並んで保育士の給与を平均で約3%上げるということで、その対象を公立保育所の会計年度任用職員と私立の認可保育所としました。そうすると認可外保育所に働く保育士が対象から漏れているわけですが、もともと賃金水準が一番低いのがこの認可外保育所です。したがって、政府の賃上げ方針はともすれば保育士という同じ資格を持っている者であっても働く場所による格差をより一層拡大するものと言えます。私立の認可保育所がない、公立と認可外保育所とで全ての保育需要を賄っている本市としては、独自財源も使い認可外保育所やいわゆる保育ママとして働く保育士、保育従事者の賃上げを促すわけですが、まず、この非常に先進的な取組の実施を国に働きかけていくつもりはないかどうか伺います。というのも、今回の2ないし3%の賃上げでは到底足りず、第2弾、第3弾となったとき、同じ保育士なのにどうして格差がと問題になるのは目に見えているからであります。この点、答弁をお願いします。

次に、思えば牧野市政は子育て日本一を掲げ、保育政策に初めて本腰を入れた市政であり、様々な施策を導入しました。ただ、様々な施策のうち、保育士等人材バンクは実績がなく、多子世帯応援金など一部の施策において少子高齢化を防ぐ施策として残してほしいものがなくなるなど変動があり、渡辺市政としてはこの際一度整理が必要ではないでしょうか。私が思うに、本当に支援の必要なところは多子世帯、以前は三子目で支援金3万円がありました。多子世帯や母子、父子世帯などであり、そこに重点的に手当てする必要があるのではないのでしょうか。

次に、この春開設のあさひ認定こども園では、土曜や夏休みなどに小学生に対して給食を提供するとのことでした。昨日奥山議員への答弁にありました。ですから、ここに通う小学生は、学校給食センターと保育園の給食、この両方を食べることになります。初めてのケースだと思います。

そこで伺いますが、給食の単価はどのように違うものなのでしょうか。また、学校の臨時休校のときの対応など、保育園の給食担当が大変ではないかということも気になります。つまり、給食

センターの調理員が児童センターの炊事を手伝うのかということです。そして、公平性を考えれば、市内の2つの児童センターにおいても弁当持参ではなく、土曜や夏休みなどに給食を提供できるのではないのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（遠山昭二君） 瀧上課長。

○こども・子育て応援課長（瀧上聡典君） 初めに、保育士等の処遇改善に関する国への働きかけについてでありますけれども、国忠議員も御承知のように、認可外保育施設ですとか、つどいの広場きら、これらの施設に関しましては、多様化する保育ニーズに対応した夜間ですとか休日保育、こういった保育サービスを提供しておりまして、市立保育園と同等の役割を担っていると認識しています。ですが、これらの設置に関しましては、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金という交付金なんですけど、こちらの対象外となっております。これらの施設がやはり交付対象になるよう、北海道市長会を通じた中で国への要請、こういったものと考えているところであります。

次に、保育士等人材バンクについてでありますけれども、この保育士等人材バンクは、市内の保育園、幼稚園、こういったところで就労を希望する方に登録をいただいて、求人している施設にその情報を提供する制度で、これは令和2年度から開始いたしました。登録する職種に関しましても、保育士ですとか幼稚園教諭に限らず、栄養士ですとか調理員、事務職員、こういった方々、施設で働くスタッフ全て対象としています。

制度開始から2年度が経過したわけでありますけれども、これまで市としては、やはり保育士資格を有する方ですとか、過去に保育園、幼稚園等で働いていた方々、勤務経験のある方、こういった方々への声かけですとか、いろんな呼びかけをしてきたという経過もございますけれども、やはり家庭の御都合ですとか、これは出産ですとか育児とか、それからもう既に就労していると、こういった理由もありまして、今も登録者がいない状況にあります。この登録者がいない大きな要因として考えられますのは、ちょっと制度の周知が不足していたのかなと。それともう1点、新型コロナの感染が拡大しまして、その影響もあったものかなと考えているところです。

ただ、この人材バンクを多く活用して、やはり保育士不足を解消したいという市の考えはありますので、本年度からは保育士向けの就労支援補助金事業というのもしております。それから、先ほど触れましたけれども、保育士等の処遇改善、こういった部分もしていきますので、これらと併せた形で例えばハローワークですとか大学、こういったところにパンフレットを置くとか、そういった周知に努めてまいると、そういう考え方です。

次に、多子世帯応援金事業のお話がありました。これらは少子高齢化を防ぐ施策です。それから多子世帯ですとか母子世帯の支援、こういった部分のお話がありました。

まず、この多子世帯応援金事業についてですけれども、この事業は出生数の向上と多子世帯の負担軽減を図るというのを目的に第三子以降出生した場合に20万円を支給するといった事業

で、これは平成30年度から実施しています。この間、出生数の向上に見えた効果が実際なかったことですか、また実際この事業の対象になったお母さんですか保護者の方からもちょっとお話を聞いたところ、この事業があるから第三子の出生をするという、そういった後押しになったという声もちょっとなかったというのが現状であります。それから、この事業に関しましては、2年度の予算編成のときに一応見直しも含めて検討すると、そういった経緯もございまして、3年間の目的の達成状況、こういった部分を検証した結果、2年度をもって廃止したという経過がございます。

次に、市のほうの多子世帯の支援ですか母子父子独り親の支援についてもお話しさせていただきますが、多子世帯の支援につきましては、現在も保育料の旧年少扶養控除のみなし適用、これは古い制度から新しい制度になっても、市としては引き続き軽減措置として行っています。それから特別保育推進事業、これは休日ですか夜間の保育の対応なんですけど、その中に多子世帯という部分も要件として追加したと、こういった部分もあります。

次に、母子父子世帯、いわゆる独り親家庭については、独り親家庭の交通費の支援事業ですか、独り親家庭への入学資金の支給、こういった部分も実施しているとともに、昨年のコロナの地方創生臨時交付金を活用して、独り親世帯向けに地域活性化プレミアム付商品券、これを独自に交付したと、こういったような支援をしてまいりました。こういうふうにも多子世帯ですか独り親世帯、こういった方々の支援ももちろん重要ではありますが、一方ではやはり発達の遅れがある子供ですか障害のある子供たち、こういった方々への支援というのも同じく重要であると認識しております。ですから、子どもの権利条例、こちらのほうでも示しておりますが、全ての子供たちへの最善の利益、こちらを念頭に各種施策を検証して、よりよい子育て支援、こういったことになるように努めてまいり、そういう考え方です。

次に、児童センター、こちらの給食提供のお話がありました。

まず、給食の単価、学校給食との違いという部分のお話はありましたけれども、保育所の給食は一食200円です。学校給食の場合は一食251円、小学生です。学童保育の給食の単価は今一食250円という形を設定しようと考えています。これはやはり小学生なので、保育園児よりも多くカロリーですか、そういうのが必要であるという部分もありまして、学校給食費との整合も図る中で250円という価格を設定しました。

次に、学校の臨時休校、こちらの対応ですが、基本的に土曜日と長期休業、夏休み、冬休み、春休み、これ以外の給食の提供はしないという考え方であさひ認定こども園のほうの学童保育を進めております。これから保護者の方にも臨時休校のときには基本的にはお弁当を持参してくださいと、そういうような周知を今後図っていくという考えであります。

次に、児童センターでの土曜や夏休み、こういった部分の給食提供はというお話がありました。

まず、このあさひ認定こども園での学校給食の提供という部分に関しましては、これはあさひ保育園、今度あさひ認定こども園になるんですけども、この施設にはやはり給食提供体制

を十分にできると、そういった設備が整っていきまして、それを活用した事例であります。こういった事例はやはり給食設備がある施設で、なおかつ複合的な保育、例えば保育園と学童保育、こういった部分を担っている場合が想定されまして、市内ではこれからあさひのほうもやるんですが、今現在では上土別保育園、こちらのほうも保育園と学童と一緒にやっています。それから、こぶたの家保育園、こちらも同様に保育園と学童も一緒にしていると。なおかつ給食の設備が完備されているという部分、こういった条件があった場合のみ実施が可能なのかなと考えております。したがって、児童センターあけぼの、ほくとなんですけれども、給食設備が完備されていないという部分では、給食提供という部分はやはり難しいと考えております。

それともう1点としましては、給食を出す場合には、食数の事前把握、こちらがもちろん必要になってきます。市の一時保育、これは不規則に利用者から連絡がある施設なんですけれども、基本3日前までの申請というのが原則になっていきまして、市内のあけぼのですとかほくと児童センター、こちらは放課後児童クラブの登録できる登録児童と併せて一般の子供たちも一緒に利用しているという状況にあります。ですから、仮にこういった施設で給食を提供するようになった場合、毎日一般来館者の利用把握という部分が、要は事前の食数把握、こういった部分がちょっと困難になると併せて、市の保育施設では食物アレルギーの除去食という部分も対応しております。こういった部分がやはり児童センターでは難しいという部分もありまして、また、あと例えば放課後児童クラブの登録児童だけに給食を提供すると、これはやはり一般来館者との公平性に欠けるという部分もございまして、以上の理由から、やはり児童センターでの給食提供、こういった部分は難しいと考えます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 再質問です。

まず、人材バンクについて答弁がありました。周知不足だと、それで誰も登録していないと。気持ちはわかりますけれども、周知してもちょっと無理なんじゃないかと思うんですよ。というのは、介護も今そうなんですけれども、保育士も人材、スカウト会社がすごくバックをしているということです。もうどの保育所もそうだと思うんですけれども、年度だんだん深まってく秋、冬、児童が多くなります。そうしたらやはり当然雇う人を探すわけなんですけれども、まずこの人材バンクに誰も登録していない。だからもうスカウト会社から、おたく保育士必要ですかというファクスがすごく来るんです。よく見たら、ボーナスの半額を払えとか、半年働いたら70万円払えとか、もうすごいこと書いてあるんです。こんな郡部の保育所でそれに対応できないです、とても。だから、都会の保育園だったら対応できるのかもしれないですけども、やはりこれは本当に市としてもしっかりと、その人材スカウト会社にちょっと対抗できるかどうか分からないけれども、しっかり考えて取り組んでほしいというのが一つあります。ちょっともう一段深い答弁をお願いします。

それから、2つ目ですけども、給食です、児童館。おっしゃることは分かりました。学童

保育250円ということで、保育園の給食に例えば牛乳をつけるだとか、そのぐらい、大盛りにするとか、そんな感じだと思いますけれども、外部搬入の問題があると。児童センターの中に厨房がないから給食提供できないんだということなんですけれども、ぶっちゃけた話、例えば新しいほくと児童館ですか、今つなぐという愛称になったけれども、北の児童センターと北星幼稚園、向かい合っています。その短い距離でも外部搬入は一応禁じられているという認識でよろしいですか、その点をお聞きします。

それから3点目ですが、特に市長にお願いしたいんですけれども、保育の施策は移住政策につながるということです。つまり、子育て支援がしっかりしていれば移住してくる人がひよっとしたら出てくるかもしれない。一昨日十河議員が奥出雲町のことを聞いていましたけれども、多分子育て支援も移住政策のメニューに入っていると思うんです。やはりこの近辺でも幌加内町なんかはシングルマザー歓迎しますよという移住政策やっています。だから、今答弁にあったように、多子世帯への支援については声がなかったというよりも、やはり移住政策として考えてほしいなというのは一つあります。だから、まず仕事あるのが一番ですけれども、やはりその次ぐらいに子育て支援の施策の充実度が移住を検討している人にとっては大事なんだという認識をいただきたいなと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（遠山昭二君） 瀧上課長。

○こども・子育て応援課長（瀧上聡典君） 人材バンクの質問ですが、市としましては、確かに私どものほうにもそういった派遣会社ですか、そういったところからのファクス等は見受けられます。確かに都会のほうに行きますと、そのまちの利便性ですとか、保育士の処遇といった部分、こういった部分でも魅力的な部分は確かにパンフレットを見る限りではあるのかなと思います。

ですが、一方では保育士になるには研修というのが必要になりまして、あいの実ですとか北星、あさひ、こういったところでも短大の研修カリキュラムの一つとして人材を受け入れていきます。今も会計年度任用職員ですとかそういった部分は不足してしまっていて、研修に来たそういった生徒の方が、やはりあいの実とか北星で働きたいと。恐らく正職員じゃなくても会計年度任用職員でも働きたいというお話が聞こえてきます。ですから、もちろんその札幌の大きな保育園ですとかそういったところには賃金面とかではやはり太刀打ちできないという部分はありますけれども、あいの実ですとか北星、あさひ、この公立保育園の環境ですとか魅力的な部分に、やはりそういった部分に共感してくれる生徒たちはいるのかなと認識しています。

それから、この人材バンクという活用以外にも、例えば本当に過去に働いていた方々、例えば転勤でいなくなった方がまた戻ってきたと、そういう方々にも相当数私どもお声かけをしながら今職員確保というか保育士確保に努めている状況でありますので、スカウト会社がいろんなPRしてきますけれども、やはり私どもの保育士確保という部分では、市の魅力ですとかあいの実、北星、幼稚園も含めてなんですけど、そういった部分も一緒になって、いろいろPRし

ながら保育士の確保には今後も十分努めていくと、そういう考え方であります。

それから、北星保育園とほくと児童センターが近いので外部搬入はというお話がありました。これに関しましては、やはり一般来館という部分の食数把握、こちらのほうがやはり難しいという部分と、それから仮に北星の給食をほくとに提供する場合には、例えば今ほくとの平均利用人員が三、四十人です、一日。ですから、土日、長期休業中になるとまだまだ増えます。ですから、今現在の北星の調理設備ですとかスタッフ、こういった部分も仮にやる場合は増員しないとならないという財政的な負担も生じるのかなと思いますので、やはり基本的にはお弁当という形がほくと、あけぼのは望ましいのかなと考えます。児童センターの部分の国忠議員のほうから公平性というお話もありましたが、それぞれあけぼの、ほくとには、あさひの学童にはない魅力といった部分も兼ね備えています。というのは、あけぼのでしたら、例えばバンド演奏するスタジオですとかダンスホールとか、こういった部分はあさひにはありません。ほくとに関しても、やはり障害児と健常児と一緒に共生できるような環境、こういった部分を整えています。

ですから、子ども公共施設というか、この保育施設の利用に関しましては、やはりその施設施設が持ついろんな特性を最大限に生かして、子供たちがいかに喜んでもらえるか、そういった部分をいろいろ考えながらやっておりますので、給食提供は難しいかもしれないですが、それ以外の魅力というものもあけぼの、ほくとそれぞれには備わっていると、そういうような形で御理解願いたいと思います。

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 私からは、国忠議員からございました多子世帯への支援に関する答弁をさせていただきます。

国忠議員から御提言ありましたとおり、移住政策、移住施策としてはどのぐらい効果あるのかということも、総合的に判断をする必要はあると思っています。ただ一方では、この少子化につきましては、日本は2.1人、なかなか目標達成できない、これはなぜなんだろうということにまず視点を置く必要があると思います。士別市でいいますと、今でいう中学生以下ですか、医療費無料化をやっております。これも当初は少子化に対する施策だった記憶がありますが、今、本市の市立病院におきましては小児科が診られないということもありまして、どちらかというの意味合いとしては子育て世代への経済的支援という、そういった位置づけになっているのかなと判断しております。

そこで、その少子化に関してなんです、こういったものは私は統計を見るべきだという持論がございまして、例えば国が出している少子化白書、これには私が見たときで昭和後期から平成の30年間ですか、いろいろ分析がデータになって出ています。例えば日本の経済成長率はどうなっていたか、あるいは実質賃金はどうなっていたか、それによって、出生率もちろん出ています。あと婚姻率も出ています。これはやはり相関関係というのがあるんだなと私たち判断したんですが、例えばこの今お話ししていた、瀧上課長からも答弁しましたが、平成30年

からやっているこの給付金の施策に関しては効果が見られなかったと。なぜなんだろうと考えたときに、3人目を産む産まないの判断は、これがあるからないからということではないということなのかなと私は思っています。もちろん家族計画の中で第三子を産もうと思って産まれた方に関しては経済的な支援には間違いなくなっていると思います。ただ、これがあるから子供を産もうということにはなかなかつながっていなかったのが、結果的にそうなんだろうと思っています。ですので、今回御提言いただきました、その移住施策としてという御提言ございましたので、この移住に関しても国忠議員からも御提言ありましたが、例えば雇用であったり生活インフラであったり、移住するためのその条件というのがあると思います。そのうちのひとつとして捉えておりますので、単純にこれをやったからといって移住者が増えるとも思っていませんし、総合的に移住政策の一環として捉えて、今後、検証を進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 移住政策の一環としてぜひ子育て支援を考えてほしいと思います。

それで1点だけなんですけれども、給食について聞いたのは、外部搬入の規制に当たるのかどうかという点なんですけれども、この点分かりますか。北星保育園から向かいのほくと児童センターに給食を運ぶというのは、これは外部搬入に当たるのかどうか、その点だけお答えください。

○議長（遠山昭二君） 瀧上課長。

○子ども・子育て応援課長（瀧上聡典君） 外部搬入という考え方は、基本的には保育園の部分、例えば保育園の給食設備がないところに一般の民間の人が給食を提供すると。それも3、4、5歳だけのはずなんです。ゼロ、1、2歳に関しては自園調理というのが基本になっています。ですから、児童センターに外部搬入をいいとか悪いという、そこは法律上の規制はないとは思いますが、ただ、やはり先ほど申しましたように、登録児童数とかその利用者の把握が難しいというので難しいという状況です。

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 2点目として、高校の魅力化とは、そして土別東高校の意味とはと題して取り上げたいと思います。

去る1月31日、本市議会の上士別での意見交換会では、土別東高校の今後について心配する声が出ましたが、本市の姿勢はどこか楽観的に見えます。校舎の老朽化を考えれば、また、現在地での新築が難しいとなれば、数年内の移転は避けられないのではないのでしょうか。しかし、移転で交通の便や快適さなど、得られるものがあるとするれば、失われるものもあります。特に地域からのサポートについては、私が聞いている範囲でも農業関係などすばらしいものがあり、上士別地区住民からと同様の支援がほかの地域で受けられるかどうかは分かりません。実際上士別と東高校とでは、具体的にいつてどのような関係があるのでしょうか。

高校が存続した例としては、道立の三笠高校が市立に移管し、高校生レストランで有名にな

り、志願者が急増した例が知られています。対して士別東高校の教育は、少人数で一人一人を大切にしており、市民誰もが存続を願ってはいるものの、三笠高校のような派手さはありません。であるからには、移転後は様々な世代の学習意欲に燃える人が出入りして単科を受講する、簿記だとか単科を受講するコミュニティ・カレッジのような形態にするしかないのではないかと思われますが、私のこういった意見は先回りし過ぎでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（遠山昭二君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 国忠議員の質問にお答えいたします。

初めに、士別東高校の今後についてです。

士別東高校では、生徒一人一人を大切に作る温かい学校、じっくり学ぶことができ学習意欲を高める学校、地域に根差した学校を実践し、様々な学習生活歴を持つ生徒たちが東高校で学んでよかったと思えるような魅力ある学校づくりに努めています。毎年10名近く入学し、3年間の学習を経て、それぞれ就職や進学をし、社会に出て活躍をしています。

現在の校舎、これは昭和34年に建てられた鉄筋コンクリート構造の平屋建てで、体育館については木造となっています。約60年経過した校舎は老朽化した施設ではありますが、これまでも防寒対策などの改修や修繕を適宜行うことで学びの場としては支障のないよう維持管理してまいりました。御質問の中では、移転が避けられないのではとのことでありますが、本市としては学校施設長寿命化計画において施設の老朽化が進む中、計画期間内は維持とし、維持の方向性について検討を進めるということにてしております。

また、2018年からの戦略レビューにおいても、中学校の在り方とともに東高校の在り方においても検討事項として取り上げてきており、今後の東高校については、これまでも何も検討していないというわけでもなければ、楽観的に捉えてきたわけではないということを御理解いただきたいと思います。

今後も引き続き、学校運営協議会など関係機関との協議を踏まえ、東高の在り方について検討していくところであり、したがって、当面移転の考えはなく、現校舎については適切に管理していく考えであります。

次に、上士別地域と東高の関係性についてです。

東高校は昭和23年に士別高等学校上士別分校として開設し、地域に根差した学校として73年の歴史があります。本市基幹産業農業の中核的な地域である上士別に存在する学校として、農業や食に関わる学びはもとより、文化、スポーツの交流活動など、地域から多大な協力を受けています。また、地域からの支援としては、農業、食品加工実習、上士別地区文化祭の合唱出演、そして上士別宝来太鼓体験など、いずれも貴重な体験をしているところです。もし上士別以外に移転した場合、今までと同じような移転した地域と深い関係をつくり上げ、継続できるかは分かりませんが、少なくとも一朝一夕には進んでいかないものと思われます。

このほかにも地域連携をさらに深めるため設置された士別東高校学校運営協議会での取組や



本校の教育振興を促進する目的に設置されている士別東高校定時制教育振興会においては、新たな地元の事業所の協力拡大という支援の輪の広がりも想定されており、上士別地域とは深い関係を築いているところです。

次に、多くの市民が出入りするようなコミュニティ・カレッジ化の意見についてです。

士別東高校は、義務教育段階の学び直しをすることで個々の基礎力を向上させるベーシックスタディや将来の進路を考えるために行っている就労体験、農業や食品加工などの体験学習を行っています。教員が生徒一人一人に目を向けた個別指導を在学する3年間の中で行うことで、義務教育から社会人に向けて個々に合った高等教育を受けることとなります。東高校は大人になっていくための移行を支援する学校として、社会に出たときに必要となる様々な経験を身につけることができる大切な学びの場です。学校運営協議会とも今後もさらなる地域連携について意見を受けながら、東高校だからできる魅力ある教育を行っていくことが大切と考えています。このようなことから、東高校については、学校教育として必要な大切な場であり、多くの市民が学べるというコミュニティ・カレッジのような社会教育の場に変えていくことはなじまないと考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 再質問いたします。

実は市議会の意見交換会で出たのは、学校支援なんかに関わっていらっしゃる方が東高校すごくいいんだとして、中峰教育長の言葉もあって、東高でこそ本人を出せる、自分を出せる子がいるんだという言葉もありつつ、やはり今後が心配だと。とにかく老朽化がひどい。昭和30年代、1960年代に建てられた校舎で、ここに果たして新しいのが建つかというと建たないし、今現に遠方から通学している子がいると。そういった子を受け入れていく意味では、やはり交通の便利なところに移転するしかないのかなということをおっしゃられていたんです。だから、もし今後も安心だというんだったら、そういった人たちを安心させてほしいんです。ですから、単に私だけが先回りして心配しているんじゃないなくて、本当にそういう方が現実にいるということをぜひ考えてほしいです。

上士別から支援の輪があって、ベーシックスタディをやっているんだということなんですけれども、もう少し何か市民にアピールできることはないのかと。例えば特別な市民文化センターで発表会もやっています。だからそういったことをもっともっと広めてほしいんですけれども、その点コメントいただけたら終わります。どうぞお願いします。

○議長（遠山昭二君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） お答えいたします。

先ほどまず初めに老朽化している校舎のということでございますが、実際に学校に行かれた方は御存じだと思いますが、老朽化確かにしておりますが、実際に廊下においても木造という形の中で、実際にメンテナンスをしながら、本当に床がびかびかな形で当然管理もできており

ますし、子供たちも清掃している。先ほどの繰り返しになりますが、学びの場である教室においても、子供たちの学びに不自由がないような形で、冬季においては暖房設備をしっかりとしているといったところです。

また、地域との関わりについても、先ほど以外についても、様々なインターンシップ含めて関わりを持っております。例えば町内にある保育所での実習ですとか、そういった形もやっているところでもありますし、あと外部に対しての発信においても、先ほども文化センターの中でのということもありましたが、校内においても土別市活性化プロジェクトということで、商工会議所や市役所の企画課等も講師として招きながらいろいろな活動をしているといった形も行いながら発信をしているといったところでもあります。

また、遠方からの受入れといったところでもあります。確かに生徒の中では遠方から来ている子供たちがいるのは事実であります。ただ、これまでの中でも、土別市内から通っている子も多く、また地元上士別から通っている子もいれば、隣である朝日からも通っている子もいるといった部分であります。そういった中で、今土別軌道が走っていて交通の役割を担っておりますが、土別軌道からも協力をいただいた中で生徒の足の確保、本当に朝の登校時から下校時までの適切な時間でバスを運行させていただいているということもございます。あと、遠方から来るにしても、そこは受入れで流入人口という側面もありますけれども、そこも踏まえても今ある東高が上士別地区にあるというメリットが一番大きいのかなと思っております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 部長の答弁で御理解いただけるものかなと思っていましたけれども、今目をいただいて、答弁せよということだと思しますので、お答えさせていただきます。

1月31日でしたか、市議会のほうで上士別地域において意見交換会されたということで、そこにも7名でしたかの議員の皆さんが出席されてということで、その状況は確認させていただいていますし、加えて私一昨日ですが、そのときに発言された方ともお会いをしております。御本人からお話を聞きました。確かにおっしゃるように、今後のことを考えたときに、年数がたっている施設として、そういった意味での心配をされています。一方で、その遠いところからというお話も若干ありましたが、どうも私自身は国忠議員がおっしゃっている趣旨でその方は言っていない部分があるんじゃないかと捉えています。

部長からも答弁申し上げたとおり、実はここに1冊本を持ってきていますが、これは続編なんですけれども、このもう一つ前、東高のことがきっちり紹介されています。言ったとおり移行支援としての高校教育です。いわゆる義務教育からその先就職をする、あるいは上の学校に進む、いずれにしても大人になっていくという段階の中で、高校として東高校がどういう役割を果たしているかということは高く評価されています。そんな中で言いますと、実はまたここに1冊、申し訳ございません。これはこの間卒業式で配付された蛍雪という生徒会誌なんです。これを御覧いただければ、東高での学びというものを全て多分皆様方御理解いただけると思

ます。上士別での意見交換会の際にも、多くの議員の皆さんからは、この学校が持っている特性、それから今求められていることだとか、しっかり認識、御理解いただいている、御発言もいただいていると理解をしています。これは士別市にとってもそうですし、もう少し広い範囲でも非常に求められている学校です。

この中で、少しお時間いただきますけれども、これはあるなかなか学校に中学校まで行けていなかった子の文章が載っているんですけども、私はこの学校に通ってよかったことがあります。それは、人と話せるようになったこと、自分のことが嫌いではなくなったことです。中略します。あんなに自分が嫌いだったのに、今では嫌いだと思わなくなりました。それは、クラスメイトや先生が私自身を受け入れてくれたからだと思います。他の学校に入学していたら、こんなふうになることはできなかったと思います。東高に入学してよかったです。

言ったとおり、東高が持っている力とか、そこで学んでいる子供たち、どれだけ成長しているかということをもっと御理解いただけるものと思っていますんですけども、非常に残念な気もしてまして、そんな中で社会教育的な発想を入れた、言わば派手なものが望まれるんじゃないかというのは、私は不必要だと思っています。

ですから、まずは今のニーズに、本当にここの学校で学ぶ子供たちの成長度合い、そのたびに先生方がどれだけの努力、思いを持って東高での学びを保障しているかということをお理解いただきたい。もちろんそういった中で校舎のことについては考えなければならない、それについては本当に全庁的に議論してきた経過もありますし、そもそもが入学する生徒がいつきすぎく少なくなったときには存続のことについての議論もありました。ただ、今本当に10人弱かもしれないけれども、だからこそできる教育があり、体験的学びがあり、そして人としてコミュニケーションを取れなかった子供たちがしっかり取れるようになっていくという、この評価をぜひしていただきたい。ですので、私は先回りというお話がありましたけれども、全く今の時点の話になりますが、そういった派手なものを求める必要もないと思っていますし、多くの支援をいただいている市内の企業、事業所の皆さん方もいらっしゃると思いますので、そういった輪を、特にもう解散されてしまいましたけれども、ソロプチミスト士別の皆さん方には本当に親身になってお力添えいただいていた経過もあります。同窓会も頑張っています。そんな状況をぜひ御理解をいただきたいと、このように強く思いを述べる形になって、答弁になっていないかもしれませんが、そのように申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） まだ国忠議員の大綱質疑が続いておりますけれども、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

---

(午前11時50分休憩)

(午後 1時30分再開)

---

○議長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

瀧上課長。

○こども・子育て応援課長（瀧上聡典君） 先ほど国忠議員の御質問で、一貫性のある保育政策をという中で御答弁申し上げた中身で、給食の提供のお話がありました。その中で一部私のほうの答弁で上土別保育園やこぶたの家保育園でも同様の給食提供を実施しているという答弁申し上げましたが、上土別保育園のほうでは調理設備はありますが、自園調理での給食提供という部分に関しては、現在ちょっと職員体制の部分がありまして、提供していないということです。訂正させていただきます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 午前中は教育長から答弁いただきましてありがとうございました。東高校は当面大丈夫だということで、安心しました。

最後の質問ですが、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトはなぜ終わったかと題してお聞きしたいと思います。

まず、決算審査でも聞いたところですが、成果と課題についての総括はいかがでしょうか。いわゆるプロジェクトという決められた予算枠があるというよりは、単なる寄せ集めだったのか、本市における天塩岳・天塩川の地位というのは、もっと高いものではないでしょうか。この点答弁をお願いします。

そして、結局コロナ禍でも毎年8月初旬に開かれている天塩岳速登競争への具体的支援はありませんでした。土別市からの参加者も増えているにもかかわらずです。朝日のリファインドのカレーが参加賞になったくらいでした。今後は天塩岳の魅力発信ではなく、一般的なスポーツ振興の一環として天塩岳速登競争を考えればよいのでしょうか、お答えください。

最後に、本プロジェクトで、岩尾内湖白樺キャンプ場管理棟の整備も行われたので、私は岩尾内地区も行く行くは再整備していくんだらうと考えていました。地区内各地に点在するテニスコートや球技場を撤去し、時代に合った施設を造るためのプロジェクトではないのかと思うのですが、どうも中途半端で終わったプロジェクトのように感じるが、こと岩尾内についてはどうなのか、言及を求める次第です。

○議長（遠山昭二君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） 私のほうから成果と課題の総括などについて答弁させていただきます。

天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトは、本市の貴重な地域資源として全国的にも名高い天塩川や天塩岳など豊かな自然環境を生かして、魅力を高めながら情報発信に努めることで、地域ブランド化の推進と交流人口の拡大を図ることを目的に各種事業を展開してきたところです。

また、プロジェクトは、平成26年度から市内組織を設立して取組を開始しました。プロジェクトとして予算を大枠で確保するものではなく、あくまで総合計画に掲げた目的を達成するた

めに、2021年度を終期、期限に、必要な個別事業を位置づけて進めてきたところです。これまで実施した主な事業は、土別の水のボトリング化、天塩岳登山道及び岩尾内湖周辺の環境整備、天サイダーの製品化、つくも水郷公園の再整備、松浦武四郎関連事業として博物館での特別展示や講演会、天塩岳・天塩川流域の鳥瞰図の作成を実施してきたところです。

検証の結果といたしましては、これまでこのようにプロジェクトとしてブランド化や魅力向上のため期限を定める中で共通の目的意識を持って多くの事業を実施してきたところです。今年度で終期を迎えるに当たり、昨年9月に庁内関係部署において8年間の実績に対する検証を行い、事業ごとの実績それから今後継続すべき事業などの整理、検討を行ってきているところです。実施した8事業のうち、土別の水と水郷公園再整備の2事業が完了しておりまして、残りの事業についてはプロジェクト終了後も所管部署で継続していくことにしています。

総括といたしましては、プロジェクトにおける8年間の歩みと成果は、市のホームページで公開をさせていただいているところであります。羊と雲の丘観光株式会社による天サイダーは、本年度翔雲高校のビジネス科の協力もありまして、ラベルと味をリニューアルし、コロナ禍においても道の駅等での販売が順調でありまして、製造から初めて年内に完売ということで、2月に追加製造を行ってきております。また、昨今のキャンプブームということもあって、整備を行ったつくも水郷公園、それから岩尾内湖キャンプ場でも利用者が増加しているところです。天塩岳・天塩川の冠をつけたプロジェクト事業には、多くの市民が参画したことをはじめ、市外からも交流人口の増加に一定の効果があったという総括をしているところです。

また、天塩岳・天塩川の地位についてでありますけれども、北海道遺産である天塩川、河川の源流を発する天塩岳については、議員のお話のとおり全道、全国的にも知名度が高く、潜在的な価値も十分にあると思っているところです。今後はプロジェクトの実績による推進力を有益に活用しながら、これまでの取組も参考にすることで、特色ある特産品開発や観光と連携したまちづくりなどについてさらに進めていきたい、深めていきたいと考えているところです。

私からは以上です。

○議長（遠山昭二君） 岡田経済建設課長。

○経済建設課長（岡田詔彦君） 私から天塩岳速登競争への支援、それから岩尾内地区の整備と撤収、これらについて御答弁申し上げます。

天塩岳速登競争につきましては、令和元年度から開催されて、3年度が第3回目ということでもあります。2年度から土別市、それから土別市教育委員会が後援ということで行っております。

この大会につきましては、旭川市の企画運営団体が大会事務局となり開催しているところなんですけれども、そちらの事務局のほうから大会の運営がなかなか厳しいというお話をいただいています。過去には市の支援を受けたいとの御相談もございました。これまで国忠議員のほうからもその支援について議会の場でいろいろと御提言いただいておりますが、これまで各スポーツ団体が主体となり開催する大会が多くあり、全てに対しての支援、それから特定

の団体やイベントに対して支援をしていくことはなかなか難しいということと、あと今後も市ホームページなどで大会についてのPRをしていくほか、大会事務局と協議しながら市として協力できることはしていきたいということで御答弁させていただいております。

この天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトでは、天塩岳の山開きの開催に対する補助でありますとか、そういうことをやっております、天塩岳速登競争への支援という形では、これまではあまりやっていたということはありませんけれども、このプロジェクト終了後も引き続き天塩岳に関する部分というのは朝日支所が窓口となって行っていくことから、速登競争の大会事務局と連携し、市として協力する中で天塩岳の魅力発信や山岳スポーツの振興ということにもつながっていけばいいなどは思っております。

続きまして、岩尾内地区の整備に関することであります。

このプロジェクトの中で進めてきた整備のほか、岩尾内観光施設管理事業によりましてキャンプ場内の施設の修繕でありますとかキャンプ場管理棟の管理業務委託などを行ってきております。プロジェクト終了後も朝日支所が担当ということになりますので、引き続き岩尾内周辺の環境整備や周辺施設の維持管理を行っていこうと考えております。

時代に合った施設を造るなど岩尾内地区の再整備ということでありましたけれども、近年アウトドアが注目されて、たくさんのキャンプ客でここ近年はにぎわっているところですが、財政的に見ましても新たな施設の整備というのはちょっと難しいかなと考えております。

岩尾内地区にはキャンプ場、それから展望台、テニスコートやテニスコートの隣に休憩所として利用できるクラブハウスという建物があるんですけれども、こちらのほうのテニスコート、そのクラブハウスにつきましては老朽化してきておりまして、現在利用がほとんどない状況であります。今後につきましては、それらの施設の廃止も含めて検討していかなければならないと考えています。キャンプ場利用者からの御意見としましては、岩尾内は自然の豊かさを全身で感じられる、手が加えられていない自然のままがいいなど様々な声もありますことから、できるだけこの自然を生かした整備が望ましいと考えております。キャンプ場内の施設には、管理棟のシャワーなどの設備の一部に修繕、更新をしなければならないというものもございます。現在のこの施設の中で、より利用しやすい施設となるよう利用者の御意見も参考にしながら、引き続き整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 再質問です。

まず、岩尾内地区の答弁がありました。テニスコートだとかいろいろあるんですけれども、どうもあまり使われていないということで、これを何とかしたいということですが、実は士別市には2つ、いわゆる古い言葉で今言わないですけどもリゾートがあるんです。岩尾内地区とそれから多寄の日向地区にもある。日向地区のキャンプ場は今回廃止の条例案が出ていますけれども、どちらをどうするのかと。つまり、岩尾内のこれからの帰趨が日向地区にも波

及するだろうと思うんです。だから、市としてはどちらに力を入れるのか、こちらが士別のリゾートで、日向温泉は残るしてもほかのその設備がなくなっていくと。一方で、岩尾内にはキャンプ場も充実していくし、それからいろいろ付随する設備も充実させていくのか、そういうような方向性のないままに何だかこちらはテニスコートどうしようかということじゃなくて、力を入れるなら入れる、入れないなら入れない。日向地区に力を入れるんだったら入れるという、言ってみれば取捨選択が必要になるんじゃないかと思うんです。岩尾内のほうはスキーリゾートではないのでキャンプのほうで頑張ると、日向はスキーで頑張ると、そういうような何というか2つに分けた考え方もいいですし、何か実はそういうのが欲しいんだというのが私の質問に取り上げた主眼です。それで、そのことについてちょっと一言だけいただけないでしょうか。

それからもう1点ですが、これは何度も言っていることですがけれども、天塩岳は2015年、2016年に林道が壊滅したんです、台風で。それを何億円かかけて登山口まで行く林道を直した。それでいて、やはりそこで行われるイベントに本気で注力していないというのは、ちょっと私に言わせれば人がいいというか、ちょっとアンバランスじゃないかなと思うんです。やはり天塩岳速登競争は、リファインドのカレーこそ出ましたけれども、入浴の補助券なんかは愛別町の温浴施設です。そこにどうして和が舎が入らないのかなという疑問があります。やはり自分たちで直した登山道なんですから、やはりそこで行われるイベントは自分たちのいい意味で縄張意識を発揮して、朝日の温浴施設の補助券をつけるだとか、そういう方向をどんと打ち出すべきではないかなと思います。この2点についてコメントをお願いします。

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 再質問にお答えします。

国忠議員のお話では、一応2か所士別にリゾート地があると、見いだせるということで、その岩尾内地区と多寄地区があるんだというお話でした。それで、今の岩尾内地区のプロジェクトにつきましては、これは士別の魅力の大きな一つでありますので、そこをさらに発信するといったような意味で、プロジェクト化した事業においてブランド化ですとか魅力向上のための取組をいろいろやってきました。その中に岩尾内地区のその管理棟の整備だとか、そういったシャワーの整備だとかもしてきました。キャンパーが岩尾内地区には多く訪れておりまして、私も朝日の所長をやった経験ありますので、当時やはりたまに行くと、本市のほうからもキャンパーが訪れていまして、やはりここは何もないのがいいんだというお話があったり、それが魅力でそのリピーターというんですか、毎年訪れていただいているといったような方も多くいらっしゃいました。

それで、そのどちらかをもっと絞ってやったらどうかというお話でありますけれども、そういうことではなくて、やはりそれぞれ岩尾内なら岩尾内の特色、多寄は多寄の特色があると思いますので、そうしたそれぞれの地域における特色を生かす取組、これをやはり今後進めていく必要があると考えております。多寄地区では今回バンガローですとかキャンプ機能を廃止す

るという考えを提案しているところでもありますけれども、今後においては多寄は多寄としてスキー場なり日向温泉ありますので、そういった部分を中心に魅力を発信するような取組をしていきたいと考えております。

○議長（遠山昭二君） 岡田課長。

○経済建設課長（岡田詔彦君） 天塩岳速登競争の支援につきましてですけれども、これまでも国忠議員のほうからいろいろと御意見いただいておりまして、先ほどお話にありました入浴施設の関係、愛別町の入浴施設の割引券が配られていたということにつきましても、以前この議場の場でもお話しいたきました。朝日地区でいきますと和が舎という入浴施設がありますけれども、その割引券を天塩岳のヒュッテに置いてはどうだかという御意見もいただいております。そちらにつきましては、過去にはその割引分の負担というのがどうなるのかという部分もあったりですとか、そういう部分も今後調査していきますということなんですけれども、その後ちょっと具体的な調査には至っていないんですけれども、引き続き、どういうことができるのか、市としてどういう協力ができるのかということは今後も引き続き検討していきたいと考えております。

あと、大会事務局のほうから市に対する支援の要請があったということですが、天塩岳の速登競争に対する参加者を増やせば、参加料で大会運営を賄っているという部分がありますから、参加者を増やせば大会運営も楽になるということでありましたが、場所の問題というのもございまして、駐車場の問題があり、たくさん車が止められないというのがあります。それで、マイクロバスでありますとかそういうものをチャーターして、運行して輸送すれば駐車場の問題も解決できるということでお話しいただいて、その部分の支援をということでお話がありました。それにつきましても、なかなかそこまでたどり着くまでの道路が狭いという部分があって、マイクロバスでピストン輸送というのもなかなかちょっと危険があるということで、それにつきましても難しいということでお答えしております。

今後も市としてももちろん協力していく考えはありますので、大会の事務局のほうと連絡、調整を図りながら今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 以上で、国忠議員の質疑を終了いたします。

14番 大西 陽議員。

○14番（大西 陽君） 通告のとおり、大綱質疑を行います。

最初に、士別市まちづくり総合計画について、その関連を含めて伺います。

時代の変化に的確かつ迅速に対応するため、本市が目指すべき将来像や目標を定め、その実現に向けて市民と行政及び議会が連携をしてまちづくりを進めるための指針となる、本市の最上位計画と位置つけた士別市まちづくり総合計画が2018年度から2025年度までの8年間を計画期間として策定されております。

2021年度が実行計画、前期4年の最終年となることから、現在ローリング方式により検証と



見直し作業を行っているところであります。その中で、施策アセスメントとして施策ごとに達成状況を検証するために、101本の施策を61本の施策グループに集約して達成度や課題等をまとめたとして、各施策をAとして、よい、Bとして、おおむねよい、Cとして、やや低い、一層の成果向上を要する、Dとして、低い、大幅な成果向上を要し、各事業の在り方検討の4段階で評価をしています。次期計画を確実に進め、より実効性のあるものにするためにも検証と評価を正確かつ適正に行い、その結果に基づいた見直しを行うことが極めて重要であります。

そこで、施策アセスメント評価に当たって計画及び数値目標に対する達成度、政策効果の判断などの項目による具体的な評価基準をあらかじめ設けて、総合的に行うことが必要ではないでしょうか。このことの見解をまずお伺いいたします。

次に、今回の計画で初めて策定された地区別計画は、総合計画と一体的な計画として、市内を8地区に分け、各地区の現状や課題などを整理して、改めて自らの地域を見詰め直し、将来の地域づくりの目標や方向性を示す計画であり、行政と連携の下、地域が主体となって地域づくりの取組を進めるとしております。前期4年が経過して、計画時点で提起された課題の解決を含めた各地区の地域づくりの取組状況を把握することは次期計画に向けた見直しを行う上で重要なことと思っておりますので、それぞれの取組の経過と実績をどのように捉えているのか、また、それぞれの地区ごとに新たな課題があれば併せて伺って、最初の質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 大西議員の御質問にお答えします。

まず初めに、評価基準の考え方についてです。

総合計画の次期実行計画、展望計画を策定するに当たって、まずは総合計画に掲げている61の施策グループごとに基本施策の達成状況を検証したところです。

評価に当たっては、各グループごとに施策の達成度や課題をまとめました。達成度はその指標として、各種計画や総合戦略などに掲げた数値等の目標がある場合には、その指標を用いたところです。また、これらの指標がない場合には、各事業の実施によって明らかになった数値もしくは各種調査や統計等によって得られた数値を指標として活用しました。さらに、例えば生涯学習によるまちづくりの推進やコミュニティーなど、達成度を数値化することがなじまない、難しい施策グループは、定性的な内容で示したところでもあります。このように、達成度が各グループによって数値化や定性的な内容などが複合していることから、評価に当たっては、よい、おおむねよい、やや低い、低いの4区分で示したところでもあります。

次に、地区別計画における各地区の取組の経過と実績の捉え方についてです。

2018年から本年度までの取組実績は、各地区におけるワークショップの開催または自治会へのアンケート調査等によってまとめたところです。各地域において地域イベントなど掲げられている取組を主体的に実施、推進されているところです。行政としてもまちの地域力推進事業に該当する取組については経費の一部を支援してきています。また、コロナ禍の状況から感染防止に取り組みながら地域独自の取組が実施されている一方で、当初予定していた事業が実施

できなかった事例もあると伺ってきているところです。

地区ごとの新たな課題についてですけれども、各地区において地域づくりの取組を進めるに当たっての課題と今後の推進に向けた手法について、ワークショップやアンケート調査の中では、課題は若い人が減少する中であって、地域や自治会の行事、活動、自治会の役員の担い手不足や活動に当たって負担が増しているという意見がありました。今後の推進に向けては、事業規模や活動の内容の適正化、行事活動に対する声かけ等が必要ということでもありました。行政としても、地域担当職員を中心としながら地域との連携を継続して、地区別計画の推進につなげていきたいと思っているところです。

答弁は、以上になります。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） まず、評価の関係についてですけれども、あくまでもこれは自己評価ですから、例えば61グループに分けてそれぞれのセクションで評価するわけですから、それぞれのセクションの所管する担当の思いがまちまちになる、これは正確ではないということになるんじゃないでしょうか。そういう意味では一定の基準を設けたほうが評価をしやすいくというものが1点です。

もう1点は、これは次期計画に反映をさせるという大きな目的があるわけですから、評価をして終わりではなくて、その評価に基づいて次期計画を策定すると、見直しをするということになるんだと。その場合、いわゆる政策効果というのは重要なんだと思います。例えば経済部の所管の新規就農者の推移を見ると、2018年から2020年、2021年は年度途中ですからまだ数字はないですけれども、そういう意味では2018年8名とか、19年は16名、これは政策効果が果たしてこの結果なのかということなんです。そして、これはあくまでも例えばですが、ほかの部門も共通するものがあるんだと。それで例えば新規就農者、親元就農というのがあります。これはそれぞれの経営体の考え方で、親元とその経営体の考え方で就農すると。その場合、本市の政策によってこの新規就農者ができたのかということになるわけですから、これは評価する上で政策によって新規就農された件数、それからそれぞれの経営体、親元就農、Uターン含めて、新卒含めて、親元就農したと。これは決して、若干あるかもしれませんが、政策の効果ということではなくて、それぞれの経営体の考え方ということを明確に分けて記載すべきでないかと。その結果に基づいて、もし弱いとすれば次期の政策を組むということやるべきだと思います。この点について見解を伺います。

○議長（遠山昭二君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） まず、1つ目の評価についてです。自己評価ではないのかといったところなんですけれども、一次評価としては、担当部署のほうで一次評価を行いました。二次評価として、庁内で横串を刺すような意味合いもあって、ほかの部署の事業に対しての評価を別の部署がするという取組の一つとして行財政改革推進会議、それから庁議を受けています。振興審議会でも意見をいただきながら、今現在の検証結果といったところです。

一定の基準といったところは、総合計画、いろいろな分野、部門がありますから、なかなか現計画を策定する段階から数値的な目標は掲げておりませんが、今後4年後、本体の策定をしなければならないといったこともありますので、今回ローリングに当たって出た課題、それからよかった点、悪かった点を整理しながら、次期の策定に向けて行きたいと考えているところです。

あと、政策効果については、大西議員のおっしゃるとおりで、検証した結果を次の施策に結びつけていくというのが基本の考え方、やり方だと思っています。私どももそれを基本、念頭に検証、評価を行いながら、新たな実行計画、展望計画を策定してまいりました。今後もそのような考え方で進めていきたいと思っておりますけれども、ちょっと明確になっていない部分もあるかもしれませんが、その部分については次期の策定のときに反映できるような形で、テーマというか策定の課題として残していこうと思っています。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） 政策効果については次期に向けてということで、それはそういうことで理解しました。

自己評価についても、今既に終わっているものをもう一回さらにとということにはなかなかならないと思うので、これについては私が今言ったことが正しいかどうか分かりませんが、再度協議して、今後評価するときに一定の評価基準は必要じゃないかということを以前に議会の中でも申し上げました。何かその基準がないと、横やりを入れても縦やり入れても、それぞれ私感が入りますから、この辺はぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（遠山昭二君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 大西議員から御提言いただきました政策の評価につきましては、例えば政策の評価をする上で、この政策はどのような効果があったかと因果関係をしっかりと見極めることが一つの評価基準に結びつくのかなと思っております。そういった意味では、近年の計画策定においてはKPI等を入れるような、それぞれの数値目標を立てるようなという流れは一方にございます。

その中で、今回私どもでも議論の中でいろいろ悩みましたのは、今回の事務事業アセスメントの中の4年に一回の施策アセスメントという位置づけで、今回評価すべきは、例えば福祉のまちづくりの充実という施策、もしくは生涯学習によるまちづくりの推進、これに対してどのような評価をしていくかということで、例えば総合戦略なんかですと、ある程度その具体的なプロジェクトでそれによる数値目標という部分とちょっと色合いが違うなという部分があったり、数値には限らないんでしょうけれども、その客観的、具体的な評価基準となると、何かそういう数字的な目安になるようなものということになると、例えば議論の中で一つ健康づくりを目的とした健診をやりましょうと。その健診がしっかりと健康づくりに結びつくのかというのは比較的データとしてはもちやすいんですが、それにしても実際の世代ごとや副反応の状況や様々な要因で、例えば政府としてもワクチン接種について推奨する、しないという判断がそ

のときによっては変わるという、非常に難しい側面もあるということもございまして、そういう意味では幅広い政策、例えば移住なり新規就農という部分で、海外の事例でいいますと、ある政策を立案するために、その政策を実施している地区とそうでない地区を分けて、それによって具体的な因果関係を見極めようという動きもあったり、近年のビッグデータと言われるようなICTの進展によって得られた、そういったデータを活用することで政策に反映しているという動きもあります。そういう意味では、まだ我々の段階で検討が始まったばかりという段階ですので明確にお答えは申し上げられませんが、今御提言あったような趣旨も踏まえて、より客観性を持ったような政策の評価、こういったものに結びつけていけるような検討を進めていきたいと存じます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） 結局一定の評価基準、それから政策効果をどう捉えるかということは今後検討するという答弁だったのでしょうか。

○議長（遠山昭二君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 計画の策定に当たっては、今回総合計画についての議論をさせてもらっておりますが、様々な計画がある中で、具体的なその計画の性質によって評価がなじむような分野、もしくはよりの確な評価がしやすい分野というのもあると思いますので、今お答え申し上げました総合計画というのはある意味非常に幅広い計画ですので、その中で最適な政策評価に結びつくような、そういった手法についても検討してまいりたいという趣旨でございます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） それから、地区別計画をどう実践したかという質問なんですけど、これは中身、その全部でないんですけども、何か所か見ると、計画前からその地区でいろいろと地区としての取組をしてきたと。地区別計画ができる前から、いろいろあるんです。そのことを実績として整理されているという地区もあるような気がするんです。だから、そういう意味では地区別計画の課題解決のために、その地区でどう課題解決のために取組をしたのか、実践をしたのかということが大事なんだと。羅列して計画の前から交通安全運動だとか、例えばそういうことを実績として捉える、もちろんそれは実績ですから分からないわけではないんですけども、これは従来の実績、それから計画に基づく実績と表示を分けるべきではないかと思うんですけども、この見解はどうですか。

○議長（遠山昭二君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

私もワークショップに何度か参加をさせていただきました。その中で各地区の取組の実績の部分をちょっとワークショップの中で御意見をいただいたんですけども、なかなかその計画

にうたわれている実績と、それまで取り組んでいた取組の区別というのが、そのワークショップの中ではなかなかしづらく、時間もなかったところです。事務局のほうで区分するのも、もしかしらできたかもしれませんけれども、今回はワークショップで出た意見をそのままというか、全て別冊のほうにまとめさせていただいたところです。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） そうなんです。今の答弁のとおりなんです。だから、私が今申し上げているのは、これを表示するときに、以前から取組地区として取り組んでいる事項と、それからこの地区別計画をせっかくつくったんですから、この課題解決のために地区で取り組んだ内容と表示を明確にしたほうがより結果について分かりやすいんじゃないかという質問です。

○議長（遠山昭二君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今御提言いただきました実際の地区別計画の別冊として整理する中で、分かりやすさというのも非常に重要だと受け止めておりますので、こういった形で表示することがより分かりやすいかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） 次の質問に入ります。酪農・畜産業に供給している水道料金に対する対応についてであります。

この質問の趣旨は、酪農・畜産の振興に対して、令和4年度の予算措置を求めることを前提としておりますので、この点についてよろしくお願いをしたいと思います。

さらに関連して、この件については平成30年第1回定例会で取り上げております。その後の経過について改めてお伺いしたいということでもあります。言うまでもなく、酪農・畜産業にとって、水は飲用や搾乳機等の洗浄を行うために欠かすことのできないものです。現在は搾乳機等の洗浄は基本的に水道水を使っておりますが、地下水の水質や水路によっては、用途別に併用をしている農場や、全て水道水で対応している農場もあり、個々の事情や環境によって違いがありますが、いずれにしても毎日多くの水が必要なのが実態であります。

本市では、平成30年4月より、水道料金を家事用平均で15.2%引き上げて、基本水量を8立方メートルから5立方メートルに変更したことから、酪農・畜産業にとって新たに負担が増えることで経営コストの影響が明らかのため、営農水道料金を新たに設けて水道料金の軽減を検討すべきではと申し上げた当時の経過がございます。これに対して、水道事業の所管部の考え方として、水道料金は原水をくみ上げてから水道水として供給するまでは水道使用者が全て負担するところの総括原価方式を原則としておりますので、酪農・畜産農家の負担軽減とは水道料金は切り離して考えるべきだとしておられました。

一方で、酪農・畜産の所管部の考え方としては、今の酪農畜産につきましてもは様々な課題がありますが、限られた財政の中でどの部分に振興策を重点的に効果的に充てるのが一番いいのか、水道料金の支援を含めて総合的に判断させていただくために研究をしていきたいとの考え

方を当時示されました。

さらに、令和4年度から水道料金の引上げについて、上下水道審議会の議論を経て議会に提案する予定になっているようですし、特に現在はコロナ禍の中で、特に牛乳及び乳製品の需要減退と配合飼料の高騰など、酪農・畜産業にとって極めて厳しい経営環境にあります。

これらを踏まえ、さきに触れた酪農・畜産業の振興策に対する研究の経過と結果、さらに4年度の本市独自施策による酪農・畜産振興の考え方について伺って、この質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 徳竹畜産林務課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 私から、どの部分に振興策を重点的に充てるのが一番いいのか、水道料金を含めて総合的に判断するとした、その後の調査結果について答弁いたします。

調査いたしました対象農家は、乳用牛農家42戸、肉用牛農家14戸、合わせて56戸の生産者から、訪問し聞き取り調査を行ったところであります。調査項目は5点であります。1番目が本年度からスタートいたします公社営事業による事業実施について、2番目が今後の大和牧場の利用について、3番目が5年程度をめどとした今後の営農状況について、4番目が家畜ふん尿処理また利用について、そして5番目が現在の家畜用飲用水について、それぞれ確認をしてきたところであります。

調査結果といたしましては、公社営事業につきましては、令和4年度から事業開始となる草地整備、草地造成の要望等を確認してきたところであります。

2番目、大和牧場の利用につきましては、利用者からの声として草地の劣化解消を求める声や受胎率の向上対策の必要性などが挙げられました。また、現状の草地面積全てを活用する頭数ではないことから、収益報告など効率的な利用方法を検討する中で、必要な面積に対して草地更新などを実施することが効果的ではないかということであります。

3番目、5年後の営農状況につきましては、後継者対策として、やはり設備投資が高額になることもありますので、居抜きでの新規就農が現実的であり、このために離農意向の農家が出れば、その状況に応じた検討を進めることが重要であるということ。

4番目としまして、家畜ふん尿処理利用については、乳用牛農家としましては、堆肥舎補修等への資材費補助など補助事業メニューの積極的な情報提供を求める。肉用牛農家につきましては、自己所有堆肥舎での処理や戻し堆肥としての利用、また、めぐみの土別への搬出など、十分な処理ができています。あわせて、適時家畜ふん尿処理施設の整備、補修などが可能な補助事業の情報収集と情報提供を求めるということがありました。

そして、5つ目の家畜用飲用水等についてであります。家畜用の飲用水、また搾乳機材等の洗浄用水、家庭の飲み水について、それぞれで水道を利用しているのか、地下水、沢水、湧き水などの種類それぞれ併せて水に係る課題を確認してまいりました。まずは、家畜用の飲用水として水道を利用している方についてであります。全体の38%であります。また、そのうち水道水と地下水などを併用している方が33%、水道を使わず地下水、沢水、湧き水のみというところが62%でありました。搾乳機等の洗浄用として水道を活用している方が全体の47%、そ

のうち地下水等と併用されているところが16%、洗浄用としても地下水、沢水、湧水のみを使用しているところが53%でありました。それらの生産者の中には、自己投資によってボーリングをし、地下水を確保しているところ、または地域として水道を利用できない地域、また、水道水を活用している畜産農家からは、確かに水道料金の値上げを課題にしている方もいらっしゃいました。また、その対策として、自己資金として水道とは別に地下水を掘ったりしながらという併用、または基本的には家畜用としては沢水、湧き水を利用しているんですが、夏場そして真冬の渇水時期のバックアップとして、自己資金で水道水を引いているという方々の御意見も出されております。

調査結果については以上でございます。

○議長（遠山昭二君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 私のほうからは、令和4年度本市独自施策による酪農・畜産振興の考え方等についてということで申し上げたいと思います。

ただいま畜産林務課長から調査に関して申し上げたことを踏まえまして申し上げます。まず、草地整備、草地造成による飼料生産基盤強化による経営安定を目指した畜産担い手総合整備事業、これは北海道農業公社によるいわゆる公社営事業についてでございますが、先ほど申しましたように令和4年度から7年度までの4年間の事業期間をもって実施いたします。これは国費が50%、道費14%の補助率、これらの維持についてや事業予算の確保による安定した事業運営を目指して、北海道公社営畜産事業推進協議会等により要請活動等を実施していくところでございます。

次に、大和牧場の運営についてであります。4年度予算ベースで運営費2,395万7,000円、国有林土地賃借料79万2,000円を支出しているほか、新たに草地や施設の更新、あるいは機能強化に向けた取組を実施予定であります。これらは運営費とは別に437万4,000円を予算計上しているところです。これは本市独自の酪農・畜産振興策の中で、大和牧場関連予算に関して非常に大きなウエートを占めているものでございます。農家の皆様の負担軽減や経営基盤の安定に欠くことのできない最も重要な施設あるいは施策であるため、この大和牧場に関して指定管理先であるJA北ひびきとも連携しながら、施設の維持に向け施設規模の最適化や運営体制の見直しを実施していく予定でございます。

次に、今後の営農についてでございます。補助事業に関しましては、国費等による畜産クラスター事業など、各種補助事業の活用について支援をしております。また、計画段階ではありますが、現在耕種で実施をしております地域おこし協力隊制度を活用した研修生の受入れを酪農家でも実施できないかとのお話もいただいております。そこで、4年度からの募集開始に向けた協議及び制度設計を進めている段階でもございます。このほか制度を活用した後継者育成についても随時関係機関、これはJA、農業改良普及センター、あるいはディーリーサポート、これら関係機関と協議の上、取り組んでいく予定でございます。

次に、家畜ふん尿の処理についてであります。これは、中山間地域等直接支払制度による地

域内の畜産堆肥利用促進に向けた助成制度もあることから、これまでと同様に耕畜連携による畜産堆肥の利用を促進してまいります。このほか、これまで同様、家畜排せつ物法に基づいた適正処理に向けた指導も行ってまいります。

次に、飲用水についてであります。平成30年度の調査に基づき検討しましたところ、自己資金により地下水を活用している生産者や地下水などの枯渇の心配から水道を引いている生産者などもいらっしゃいますことから、上水道料金に対する独自助成、これらについては現段階では行方情勢にはないと判断をしているところでございます。

総体といたしましては、今後の畜産振興に対する方向性ということで、まずは大和牧場の持続可能な施設規模、運営体制の構築、2つ目に地域おこし協力隊など単費だけではなく、様々な財源を活用した後継者確保、省力化に向けた対策、3つ目として各種補助事業を活用した設備投資の推進等による地域の畜産生産量の維持、これら3点を重点とした対策を講じてまいるといところでございます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） 私の質問の趣旨は、先ほど言ったとおりなんですけれども、実態把握のための調査結果を質問したわけではないです。それでも参考になりました。ありがとうございました。

ただ、平成30年、4年前、水道料金の直接的な支援というのは難しいと。ただ、当時の酪農畜産に、今もあまり変わっていませんけれども、様々な課題がありますが、どの部分に振興策を重点的それから効果的に当てるのが一番よいのか、水道料金の支援を含めて総合的に判断させていただくために研究をしていきたいということなんです。ですから、助成できないということであれば、その研究の経過、どういう研究をしてきたのか、このことを質問しています。

それからもう1点、部長が4年度のいろんな酪農・畜産に関わる施策について説明をいただきました。私の質問の趣旨は、本市独自の振興策は何ですかと、どう考えているのかという質問なんで、重複するかもしれませんが、改めて伺います。

○議長（遠山昭二君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 私からは、最初の質問でありました水道のことを含め、どの部分に重点を当てるのが一番よいのか、それを調査し研究してまいりますということに対しての答弁になりますが、先ほどお話をさせていただきました調査結果、そこを基にということにつきましては、私のほうから平成30年、31年、2か年にわたって聞き取り調査を行ってきたところの調査結果、そしてその後、部長のほうからお話をさせていただきました4年度からの施策、そして3つの重点的などところについてというところが研究として捉えていると考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 私のほうから、本市独自の政策ということでございます。



これにつきましては、まず一つには大和牧場、これの安定的な運営、そして施設の有効的な活用ということで先ほど答弁申し上げさせていただきました。4年度につきましても、水源の調査ということも含めての予算計上もしてございます。その後ということも出てくるかもしれませんが。こういったことがまず本市の畜産、酪農に関しての大きな施策と捉えております。

それからもう一つ、ある意味ソフト事業でございますけれども、担い手対策ということで地域のお声もいただいております地域おこし協力隊を活用してはいかがかということでございます。これらにつきましても、実は今畜産、酪農関係では配置はございませんけれども、耕種農家では配置をしております。これについては担い手の対策でございますから、受入れをしていただける農家の御協力も欠かせないものと思っております。この辺りを4年度具体的な方向性を含めて検討してまいりたいと、この辺りをまずは本市の独自の施策と捉えているところでございます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） なかなかかみ合わないんですけれども、私は実態調査と何が一番効果的な施策かという研究とは意味が違うんじゃないかと思うんです。ですから、研究については触れていないんで、研究していないという取り方でいいんですかね。この辺ちょっと確認させてください。

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 平成30年当時の答弁で、今後どの部分に重点的に当てるのが一番いいのか、水道料金の支援も含めて総合的に判断するために研究するという答弁をさせていただきました。それで、ただいま課長のほうから調査の内容についてはお話しさせていただいて、その部分は了解したということではありますが、本来それを踏まえて、では次にどうして行くべきかと、その研究の部分が全くないというお話であります。

それで、その調査結果に対しまして、一定の方向性、先ほど部長のほうで申しましたけれども、大和牧場の持続的な整備でありますとか、地域おこし協力隊の部分でありますとか、各種補助事業を活用した整備など、そういった重点的にこれからやっていきますよといったような方向性を出した部分が、まず研究の一部として捉えることができるんじゃないかという趣旨の答弁をしたところであります。

ただ、大西議員おっしゃいますように、その研究ということになると、そういったことのみならず、やはりその調査を通じて事実をもっとこう深く追求していく、そういった過程の状況だと思いますので、そういった意味からいえば、まだまだその追求、深さが足りないといったようなことだと思います。畜産振興については、今の各経営実態を踏まえ、これからその生産性の向上であったり、その安定収入への対策ですとか、後継者対策など、何が必要かという部分については今後ずっと継続して考えて、取り組む必要があると思っておりますので、そういった面で研究が続くという捉え方もできるんじゃないかと思っておりますので、御指摘は御指摘とし

て受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） 研究は続くということですから、あまり時間をかけないで、今大変な時期ですから、あまり時間をかけないで早急な取組をしていただきたい。

それから、今それぞれの経営体で自営策として例えば地下水を使おうという取組をしているところがあるようです。ただ、残念ながら金気が強くて洗浄だとか何かにはちょっと使い切れないと。対策としてこれをろ過する装置があるようです。これは恐らく市長は専門家だから詳しいんだと思うんですけども、これもそんなに安価ではつけられないということなんで、今非常に悩んでいる方がおりますから、できれば本市独自というのは、今の財政状況からいって数がありますから、国あるいは道のこういった事業がないものかどうか、これもさっき副市長が言った研究の一環に入れてもらって、このことを急ぐんで、早急にちょっと調査・研究をしていただきたいと。これは要望なので、分かりましたと言っていたら、私の質問はこれで終わるのですが。

○議長（遠山昭二君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） お答えいたします。水道、今のお話の地下水等に関してということでございます。

実は私どもも少し勉強させていただきました。なかなか望むところの補助というのは見つからないところであります。そんな中ではありますけれども、先ほども少し申しましたが、国の補助事業といたしまして畜産クラスター事業、この附帯設備ということであればということがございました。ただ、これは議員御案内のように、その補助の性質上規模の拡大、あるいは生産性の向上等がその条件ということでもございますから、なかなかこれだけをということではちょっと難しいとは思いますが、この後も勉強しながらということで調査、考えさせていただきます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 以上で、大西議員の質疑を終了いたします。

6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君） 令和4年第1回定例会に当たり、質問通告に基づき大綱質疑を行います。

初めに、電子自治体について伺います。

令和4年度執行方針において、行政のデジタル化やデジタルトランスフォーメーション、デジタルによる変革というそうでありますけれども、これを推進するとされております。昨日の谷議員による質疑において、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けてというテーマで、デジタルトランスフォーメーション推進事業あるいはデジタル社会実現に向けた重点計画の推進について質問があり、それぞれに答弁をいただいておりますが、重複を避けながら質問いたしますので、よろしく願います。

この電子自治体なる言葉について、振り返ると、令和3年度の執行方針で登場しました新し

い言葉でございます。私自身はまだなじみは薄いのですが、昨日の答弁もありますとおり、また執行方針に触れられているとおり、国においてはデジタル庁が創設をされ、さらに現在の内閣が成長の柱として位置づけた科学技術立国の実現、地方を活性化し世界とつながるデジタル田園都市国家構想、経済安全保障の推進、この3本の柱のうちの1本であることに加え、具体策は春までに取りまとめると、国の現時点では不透明な情報ながらも、地方が抱える課題をデジタル技術を通じて解決し、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現すると国においてはされています。さらに、地方財政対策においても、このデジタル化、さらにはこの議会の中でもほかの質疑で取り上げられておりますゼロカーボン、脱炭素化、この2つの取組が財政措置とともに重点的に記載をされていることから、本市においてもこの時代の要請もあり、重要な取組なのだろうと考えるところであります。また、電子自治体、デジタル、その言葉からは技術革新によって私たちの暮らしの利便性が上がるのではないかと、そういった未来に向けた取組という期待感もありますので、私自身もわくわくいたしますので、この質問を取り上げたところです。

まずは、本市において、この電子自治体によって目指す社会像、さらには、市民生活においてどのような変化が起こるのか、現時点での想定について伺います。もちろん、これから構想していくのだという段階であれば、今後のスケジュールについてもお知らせください。

これまで具体的に進められている事業として、情報通信分野においては全市的なブロードバンド化に向けた通信事業者における光回線網整備工事がこの3月に終了するとの報告であります。このことにより大容量データ通信が可能となって、このことによって進むとされる遠隔地における行政サービスの提供、こういったこともこの電子自治体の一つの取組なのではないかと思うところではありますが、大容量通信環境を用いて実施されている行政サービス、この具体例など、どんなことが変わっていくのか、1つでも2つでも幾らかでもその概要をお示しいただければと思います。

次に、自治体情報の標準化、共通化について伺います。

さきの第4回定例会において佐藤議員から、この標準化、共通化に関し情報保護の観点から質問ありましたが、私からは違う視点で質問させていただきます。

改めて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が昨年成立いたしました。国は身近な行政サービスを提供する自治体が、労働力の供給制約の中においても企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力できる環境づくりに向け、この自治体の情報システムの標準化、共通化に取り組むこととされております。具体的には、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な20業務を処理する基幹系システムの標準仕様を作成し、この標準仕様に基づき各事業所が開発したシステムをガバメントクラウド、この上に構築をし、各地方自治体が利用することを目指している。その目標の時期は令和7年度とされております。さきの定例会でも国からの具体的な項目は今後順次示されるということでしたが、この点、本市の現状として、ただいま申し上げた20業務を処理する基幹系システム、

こういった基幹系システムの保有状況と、この国が言うております7年度に向けた移行のスケジュール、移行に伴う必要経費、それぞれに対する財政措置など、自治体負担の面で懸念はないのか、お伺いをいたします。

現状本市が保有しています自治体の情報システムについては、新型コロナに対応するワクチン接種や臨時給付金など、国による新たな業務が追加されるたびにシステム更新というのが行われて、その更新費用が予算化をされているという状況もございます。この点、ただいま申し上げたガバメントクラウドに移行した場合、こういった業務がなくなるのか、また、移行後の運用コストについても現状どのように押さえているか、お伺いをいたします。

次に、デジタル化を進める上で課題と言われているデジタルデバイド、情報格差への対応についてお伺いします。

デジタル化によって各種手続の様態が変わっていけば、それに伴い新たな課題も惹起いたします。パソコンやスマートフォンでの遠隔地からの即時的な手続ができればもちろん利便性は高まることにつながる。一方で、高齢や障害など機械操作に不慣れ、あるいは多くの配慮が必要となる、また、貧困などを理由として操作端末を保持できないなど、提供するサービスにつながるできないといった課題が想定をされています。民間事業者のサービスであれば、そのような手続しかできない事業所を選ばないということもできますが、この電子自治体、今回は行政サービスの話でございます。現在市ホームページや情報アプリなど、情報を受けるだけでも同様の課題がある中で、それに加え、今後は行政の手続もとなれば、これまで以上の検討、対応が必要だと思えます。この点、昨日の質疑では操作に関する学びといった点で検討がされていると答弁がございましたけれども、私からは、そもそも端末を持っていない方へのこの対応をどのように考えていらっしゃるのか、考えをお伺いいたします。

最後に、言うまでもなく、電子自治体の推進は行政内部の体制整備にとどまらず、市民の暮らしを変革させるものだと思います。だからこそ検討分野が膨大であるとともに、先ほど紹介したとおり、国の要請もあり、全国一律で進めなければいけない時間に制約のある業務でもあります。市役所における担当部署など、しっかりとした組織体制が必要だと思います。この点、昨日の山居議員からの質疑においても、デジタルトランスフォーメーションに向けた体制強化を行うとされておりますけれども、4月からの話でもございますので、これまでに取り組んでいた令和4年4月に向けた職員採用の状況と、4年度予算にありますデジタルトランスフォーメーション推進人材派遣委託といった人材確保の状況及び組織体制について具体的な検討状況をお伺いし、この質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 私から、目指す社会像、そして組織体制などについて御答弁いたします。

電子自治体によって目指す社会像、あるいはその市民生活における変化ということでありますけれども、国の考えにおきますと、目指すべきデジタル社会のビジョンとしましては、デジタルの活用によって一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができると、それで多様な

幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化ということを掲げております。自治体においては住民の利便性向上、業務効率化による行政サービスの向上につなげていくことが求められています。

具体的には自治体DX推進計画の重点取組事項としましては、住民基本台帳や税、年金や社会保障などの自治体基幹業務システムの統一化のほか、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底などを進めていく必要があるとされています。

先進事例においては、ワンストップ化により窓口業務に係る手間の削減でありますとか、脱判こによる各種給付金のスピードアップ、スマホでの行政手続の完了、オンライン化デジタル教育など、こういった部分で利便性が図られているといったような事例もあって、同様のことが期待されるのではないかと考えております。

次に、人材確保、組織体制等でありますけれども、昨日の山居議員にお答えしたとおり、現在自治体DX推進に向けまして組織体制を含めた体制強化の検討を進めているところであります。職員の採用に当たっては、昨年DX推進専門職として特定任期付職員の募集を行いました。結果としては採用には至りませんでした。

また、予算に計上していますDX推進の人材派遣の委託料の関係ですけれども、民間のスペシャリスト人材による地域課題の解決を目指す企業人材派遣制度、これを活用しましてDX推進のための外部人材の登用を図ろうとするものであります。一般社団法人移住交流推進機構のマッチングシステム等を活用しまして、デジタル専門知識やノウハウを生かせる企業と協定を結び、一定期間、最大3名程度でありますけれども、人材の派遣を受けようとするものであります。なお、この受入れの準備経費あるいはその派遣の費用については特別交付税において措置される予定となっております。

私からは以上です。

○議長（遠山昭二君） 半澤総務課長。

○総務課長（半澤浩章君） 私からは、まず、大容量通信環境、ブロードバンドを活用した行政サービスの提供などについてお答えさせていただきます。

3月末で工事が完了する光回線の利活用につきましては、朝日支所や出張所などで本庁舎の担当者と直接相談できるリモート相談窓口やアプリ等を活用した行政手続のオンライン化、プッシュ型通知の検討など、利用者の利便性向上に向けた活用が見込めると考えています。

DXの推進につきましては、現時点で詳細なスケジュールについては決まっていませんけれども、全体方針の決定ですとか、取り組むべき内容の洗い出しなど、令和4年度から実施していくこととしています。国のDX推進計画では、システム標準化、共通化など重点取組項目が複数ある中で、7年度を期限とした内容もありますので、補助金なども7年度を期限とした取組があって、補助金なども期限が異なるものもあります。そういったものを利用ができるように情報収集を行い、検討を進めていく考えであります。

次に、ガバメントクラウド移行に対する本市の状況と移行スケジュールについてですが、基幹システムについてなのですが、総合行政システムをはじめとした基幹系システムについては、現在クラウドを利用したり庁舎設置をしまして利用している状況にあります。これらのシステムを含めまして、国が対象としましたシステムの移行について、7年度を期限としていますが、補助金の関係上必ず実施する必要がありますので、現時点のスケジュールとしましては、6年度までに現在使用しているシステムが標準化に対応しているかを含めて協議していくこととなります。ガバメントクラウドへの移行に伴う経費につきましては、デジタル基盤改革支援補助金という国庫補助金で10分の10の補助が受けられるものの対象となります。システム自体の標準化・共通化については現在各事業者が対応している状況になっています。

続きまして、ガバメントクラウド移行後に新たな業務が追加された場合、システム改修費がかからないかといった費用面についてです。ガバメントクラウドに移行しましても、現在のシステムから改修を行う場合、そのシステム改修費用はかかるものと考えています。法改正や業務を追加する場合、システムが対応していないため改修が必要となるためです。しかし、データの持ち方や申請書類様式の標準化によりまして、修正内容が各自自治体で共通されることから、自治体ごと、事業者ごとに金額が大きく異なるようなことは生じることがなくなると考えています。補助金等の申請による国の負担、修正費用、修正期間の削減に大きく効果があるものと考えています。

続きまして、移行後の運用コストにつきましては、現段階では移行に対しての分析を行っている状況にあります。運用コストは、金額は不明なのですが、発生するものと捉えています。6年度までに現在使用しているシステムが標準化に対応しているかどうかといった部分、運用コスト等も含めまして総合的に判断する必要があると考えておりますので、今後、協議を進めていきたいと考えています。

続きまして、デジタルデバインド対策で、端末を所有していない方に対する考えについてです。来年度より全体的な方針をはじめとしたDXの推進について検討を始めることとしています。行政手続のオンライン化を推進するに当たりまして、デジタルデバインド対策はセットということで昨日も答弁させていただきました。端末を持っていない方への情報伝達や、先日もお話ししたとおり、事業者から情報や提案などを集めている段階ですので、そちらも含めて調査・研究を進めていきたいと考えています。

私からは以上です。

○議長（遠山昭二君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再質問いたします。

どのような社会になっていくんだとか、どのようなことが変わっていくんだと、本当に自治体の行政の中でも手探り中でのという状況だと思いますけれども、1点、職員採用、組織体制の関係でありますけれども、4年度に向けて職員採用、直接雇用の採用職員を募集して、採用に至っていないと今答弁いただいたのですが、このデジタル化の取組については当然時限的に

7年度までという、そういう目標もありますけれども、移行すればずっと続くものです。ですので、引き続き派遣をずっと受け続けるのかということよりも、直接職員を育成をしていくということがやはりどの自治体もやる取組なので、全てを今後もずっと外部に頼っていくということは、これは不可能だと思いますので、そういった意味では、引き続き、専門職みたいなものを直接雇用していくんだという取組が必要かと思うのですけれども、その点についての考え方、内部人材の育成と、また、直接雇用の部分について、今後の考えについて伺います。

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 組織体制の部分であります。

このデジタル化の進展によって、やはり精通した職員というものがどうしても必要になってきます。今の内部の職員においても、ある程度知識を有している職員も相当おりますので、そうした人材については配置していくといった部分でありますとか、あるいはお話のように、人材を育成していくといったような視点は重要でありますので、今後については行っていきたいと思っています。また、その専門職でありますけれども、今回企業に派遣ということで、3年間予定しておりますけれども、それは今後もそれをずっと続けていくということではなくて、ある程度正職員の採用枠の中で、計画的にですけれども、これは進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） まだ西川議員の大綱質疑が続いておりますが、ここで午後3時15分まで休憩いたします。

---

（午後 3時05分休憩）

（午後 3時15分再開）

---

○議長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

大綱質疑を続行いたします。

西川議員。

○6番（西川 剛君） 次の質問は、コロナ克服、新時代開拓のための経済対策に基づく福祉・介護職員、医療職や保育士の処遇改善について伺います。

こちらについても現在の内閣が進めております新しい資本主義の分配戦略として看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを行うよう、国の令和3年度補正予算において2月から9月の賃上げ効果が継続される取組に対する補助金等が措置され、それぞれの事業所でも既に2月賃金からの賃上げ、処遇改善が実施されているところです。国が公的部門において思い切っ

た賃上げと宣伝するところの保育士、介護職員においては3%、月額9,000円程度、コロナ対応を行っている看護師では、まずは1%、月額4,000円の収入を引き上げるというものでありまして、この国の措置に対してはそもそも額が少ない、あるいは補助金等の交付が配置基準に基づく算定であることから、基準を超えて人員を増やしてサービスの質を上げている事業所においては賃金の引上げ額が低くなってしまったという声もあります。午前中の国忠議員の質疑においても、認可外の保育園は国からの配分がない、そういった市の独自対策が行われなければいけない状況も、今回のこの交付金等の課題として挙げられています。とはいえ、現場で働く職員にとってはとても期待の大きな取組です。市としても、執行方針においては賃上げ等の実施に向け円滑に手続が進むようサポート体制の構築に努めるとされ、既に保育園や子育て支援施設、放課後児童クラブで働く保育士等に対する賃金の上乗せ、委託施設や民間施設においても委託料や補助金における賃金積算額への上乗せ、また、市立病院の看護師についても賃上げ相当の手当が支給される予定となっています。

また、私が勤務をしております介護事業所においてこの実態を申し上げれば、介護施設は補助金なんですけれども、この補助金の活用を見込んで2月賃金から介護職員に対する手当を既に増額しております。この補助金要件では、遅くとも3月までには賃上げをすること、また、今回の増額分を実際に補助金として事業所が受け取れるのは6月からといった点や、この補助金が2月から9月の分でありますので、10月分からは補助金ではなくて介護報酬の加算となり、現在は国において4年度の臨時介護報酬改定において介護職員等ベースアップ等支援加算との名称での加算が創設されると決定をしておりますが、この2月段階においては、この10月からの内容が決まらない状況での賃上げの判断ということで、課題の多い補助金でもございます。しかしながら、保育、介護の職員については全産業平均賃金よりも賃金水準が低い業種でもございますので、こういった補助金等を活用しないで今後の処遇改善を行うことは難しい。事業所における今後の人材確保を考えても、しっかり取り組むことが必要だ、重要だと賃上げを判断し、実施をしてきました。市内のほかの介護事業所においても、規模の大小はあれども同様の検討、判断がされているものと思います。

ちなみに、介護職員に対する補助金ですので、私自身の賃上げにはなっていないことをここで申し添えておきます。

さらに、地域全体を見ても今回の国の補正予算による賃上げ、処遇改善は、看護、介護、保育、幼児教育など対象となる職員が漏れなく賃上げにつながることで、このことが本人は当然のこと、地域としてもその購買力の向上など効果の大きいものであると思いますし、そういった意味でも市によるサポート体制、これをしっかり取り組むと市政執行方針にうたわれていたことについては大きく評価するところでございます。

そこで、今回のこの国の補正に基づく賃上げ効果がどれくらいのこの地域におけるボリュームとなっているのか、具体的には2月からの賃上げに向けた市のサポート体制はどのように行われたか。さらに、その結果として保育士等、幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、看護職員と



いった今回対象となる職員の賃上げ実態についてお知らせください。具体的には、分野ごとの実施事業所数、対象職員数の総数をお知らせいただきたいと思います。

また、国の補正予算による2月から9月の補助金等については、全額国費による措置であります。10月以降の増額分に対しては診療報酬や介護報酬等での措置となります。さらに、看護職員の賃上げについては、9月までは収入の1%程度引上げとされておりますが、10月からは3%程度の引上げと、引上げ割合は増えますし、介護報酬の加算となれば介護保険に係ります自治体の負担も生じてまいります。さらに、保育分野の賃金においては、地方交付税等一般財源のみの措置だと承知をしておりますが、そういう意味では、この2月から行っています賃上げが恒久的な対策として行われる、これを望むところでありますけれども、これに伴う自治体の財政課題、これは生じてこないのか、10月以降、さらには来年度、そしてその次の年と、自治体負担の増額に対する国の措置はしっかりとされるのか、この点についてもお伺いをし、この質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 瀧上課長。

○こども・子育て応援課長（瀧上聡典君） 初めに、児童福祉施設、保育園、幼稚園教諭、こちらに関する市のサポート体制と対象となる職員の賃上げ実態と自治体負担等について御答弁いたします。

まず、市のサポート体制についてですが、1月26日に幼稚園長会議を開催しました。市内の全ての幼稚園、土別幼稚園、カトリック土別幼稚園、瑞祥幼稚園、この園長の方々が参加していただきまして、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業、これに関するまず概要の説明、それから手続等の意見交換、こういった部分を実施しまして、2月7日には3園からこの特例事業の必要書類であります賃金改善計画書、こちらの提出をいただいて、その内容を精査して北海道に申請書と併せて提出したという経緯があります。2月21日には、今度は認可外地域保育所の園長会議を開催いたしまして、同じく意見交換会を実施したと、そういうようなサポート体制となっております。

次に、対象となる職員の賃上げ実態と実施事業所数、対象職員数についてですが、まず、賃上げの実態ですが、幼稚園と認定こども園、こちらに関しましては、この賃金改善計画書の内容を見ますと、月額1万円から1万5,000円程度、これは幼稚園教諭等に限りです。公立施設の会計年度任用職員、認可外施設の職員、それから地域保育所、放課後子ども教室等、こういった方々に関しましては年収で約3%程度の賃上げを予定しているという内容になっております。実施事業所数と対象の職員数ですが、保育所、これは一時保育ですとか子育て支援センターも含めまして3施設で58人、次に市立病院の院内保育所、こちらが6人、障害児施設、こちらは放課後等デイサービスセンター青空ですとかのぞみ園、それから児童相談支援センター虹、こういった施設が3施設で19人、それから委託民間施設、こちらは地域保育所ですとか認可外保育施設、合わせて4施設で21人、児童センター、放課後子ども教室、こちら4施設で25人、幼稚園は3施設で20人、合わせて18施設で149人が令和4年度の対象となる見込みであります。

自治体負担についてなんですけど、4年度の所要額を申し上げますけれども、これは賃金ですとか法定福利費も合わせまして、これは本年の定例会の最終日に第1号補正予算として計上いたしますけれども、歳出としましては1,278万9,000円、こちらを見込んでいまして、財源としましては、4月から9月が補助金として576万8,000円、10月以降の分に関しましては、施設型給付費として187万4,000円、子ども・子育て支援交付金という、こちらは国費と道費合わせてなんですけれども、こちらのほうでも措置されるという情報がありますので、35万8,000円、一般財源としては478万9,000円を見込んでおります。

一般財源の内訳でありますけれども、法定負担分、これは施設型給付費の法定負担分4分の1というのが生じまして、そちらも含めまして交付税措置がなされるであろうという額としては356万2,000円を見込んでいます。

補助対象外、こちらは市独自で認可外保育施設ですとか、つどいの広場きら、こういった補助対象外のところにも処遇改善を行うという部分で、こちらに関する対象外経費、一般財源の対象外経費としましては122万7,000円を見込んでいます。この制度なんですけど、会計年度任用職員ですとか認可外保育施設の職員、もちろん幼稚園の部分に関しましては、この制度が続く限り実施するという方向性も聞いておまして、市の会計年度任用職員ですとか認可外保育施設へ対する処遇の改善、こちらのほうも制度が続く限り実施していくという考えでありますけれども、例えば人事院勧告ですとか国の動向、こういった部分を注視しながら事業を進める必要があると認識しています。

子育て関連に関しては以上です。

○議長（遠山昭二君） 青木課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 私からは、介護保険分野の関係について御答弁いたします。

まず、市のサポート体制といったところなんですけれども、介護サービス事業所の処遇改善につきましては、先ほど議員からもお話ありましたように、補助金という形となっていて、実施主体が北海道になっております。これまで国や道からの通知など、そういった案内を送信しているほか、国のサポートセンターといいますか、コールセンターというものも設けられているところですが、国や道に事業所のほうから照会のお問い合わせなどが来ておりましたので、そういったところのサポートですとかそういったものも実施しているところですので、そういったようなきめ細やかな対応を心がけていたところです。このほか、定期的に介護従事者などの意見交換会もしながら、継続的に情報交換、意見交換などを行っているところであります。

次に、対象となる職員の賃上げ実態ということなんですけれども、この補助金に関しましては、補助金の3分の2以上の額は基本給、それから、または月額の手当とするということがうたわれておまして、そうしたことで就業規則、それから賃金の規定などの改正に時間を要するということから、2、3月分については一時金の支給も可能としているといったような内容になっているところです。そうした状況の中、市内事業所のほうに、15法人26事業所に照会を一応かけさせていただきました。現時点で処遇改善を実施すると回答したところは11法人21事業

所となりました。対象の人数としては、2月、3月の部分でいきますと341人の方が処遇改善されるんじゃないかということで挙げられておりますし、また、4月から9月については380人の方が改善の見込みということになっております。しかし、残念ながら今のところちょっと実施しないという事業所及び検討中とされているところも4法人で5事業所ございました。こういったところについては、引き続き制度の周知等々含め検討していただけるよう、こちらのほうからも今回のアンケート結果ですとかそういったところの周知を図りながら再度周知をしていきたいかなと思っております。

あと、対象となる職員の範囲としましては、法人の中の全職員を対象にするといったところが5法人ございました。あと、介護職員のみ、または看護職員の場合もありますけれども、そういったところの法人が4法人といったところになっております。そのほか介護、それからその他職員が1法人となっておりますけれども、こちらにつきましては補助金の対象となる事業所のみ賃金改善をするといったようなところになっておりまして、もう一つの法人では検討中ということになっております。

そして、支払い形態なんですけれども、先ほど申し上げましたように、2月、3月については一時金も認められているということから、その一時金を中心としながら基本給、あるいは資格手当といったような手当などでそういった改善を図るような形を取られておりまして、4月から9月、こちらにつきましては基本給ですとか、先ほど言いました定額の手当といった部分で実施される場所が多いところですが、そのほかにも一時金、または資格の、先ほど言いました手当といったような形で処遇改善が図られるような形になっておりますけれども、各事業所、法人ごとにそれぞれの手法で検討されているといったところになります。

次に、自治体の負担の部分ということについてですが、10月以降は臨時の介護報酬の改定ということで実施されますので、給付費の増加が見込まれているところです。また、利用者が負担する一部負担金、こういったものについてもその報酬が改定されるということですので、そういったところにも負担が生じてくるだろうと考えております。現時点では国のほうの社会保障審議会の介護給付費分科会というところで示されました処遇改善に係るサービス別に設定されている加算率というのがあるんですが、そちらを令和4年度の予算で積算しておりました給付費からその増加額を計算してみまして粗い試算を行ったところ、4年度の影響額については給付費で1,200万円程度の増加が見込まれるところです。一般会計の負担というか、市の負担分にしますと約150万円程度見込まれています。年間分にしますと、5年度予算で年間分ということになれば約給付費で2,900万円、市の負担でいくと約360万円といったようなところとなっているところです。

この介護給付費につきましては、この負担割合が介護保険料で2分の1が賄われておりますので、その残りの国、道、市で法定負担分としまして負担しておりますけれども、残りの2分の1があるんですが、その4分の1、実質12.5%になりますけれども、それは市の負担という形になりますので、先ほどの計算という状況になっております。10月の利用分から対象となる

ということですので、給付費の支払いとしては12月の請求分から影響が出るという形になっております。この試算につきましては、交付の対象となる全事業所が実施した場合にということで想定しておりまして、サービスの利用実績ですとか、そういったものが給付費に大きく関わってきて増減がするものでありますので、今後予算執行していく中で、不足が見込まれる場合については補正予算を計上した上で対応していきたいと考えているところです。

また、同じく障害のほうのサービス関係ですが、介護と似たような部分がありますので御答弁いたしますが、市のサポート体制といったところにつきましては、介護と同様に実施主体が北海道ということになっておりますので、国、道からの通知などを案内しているほか、電話などによる照会、こういったものを行いながら対応している状況です。

対象となる職員の賃上げの実態ですけれども、直近の状況で、現在の処遇改善加算というものを取っているところが対象となりますので、そういった事業所が5事業所でありまして、この事業所が今回の補助金の事業対象となりますけれども、4事業所のほうから今回の処遇改善補助金を活用するというで考えているということで確認しておりまして、1事業所は検討中ということになっております。実施が見込まれている4事業所の支給につきましては2月賃金、こちらは既に支給していることから、3月分と合わせて一時金として支給する考えということで伺っております。補助金の対象者としては、実施予定となっている事業所の人数で34人となっております。

それから、自治体の負担という部分についてでありますけれども、障害のほうの給付費の部分も改定が10月以降見込まれているということで、これに伴って利用者負担も関係してきますけれども、障害のほうについては上限額が定められていること、それから、非課税の方については負担がゼロ、ないということもありますので、利用者負担への影響といったところは少ないものとして考えております。現時点では10月以降のサービス種類別の加算率、こういったものは障害のほうはまだ示されていないような状況になっております。3月に協議されるような情報もありますけれども、今のところその加算率がない状況ですので、先ほどの介護と同様に同じような手法で負担の額を今回の補助金の率で計算してみましたところ、増加額としては給付費で令和4年度で420万円程度、一般会計、市の負担分としては105万円程度が見込まれておりますし、年間分となる5年度につきましては約1,015万円程度、市の負担分としては253万円程度ということで試算をしているところです。障害給付費につきましては国が2分の1の負担、それから道が4分の1、市が4分の1ということの負担割合となっております。こちらにつきましても10月の利用分から対象となるということで、給付費の支払いとしては12月の請求分から以降に影響があるという形になっています。こちらにつきましても利用実績、こういったものに注視しながら予算執行をしていく中で不足が見込まれた場合には補正予算を上程して対応していきたいという考えでやっております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 池田市立病院総務課長。

○市立病院総務課長（池田 亨君） 私から、市立病院の対応について答弁申し上げます。

市立病院に関しては、大きく看護職員と、それから保育士、この2つに関係がございます。まず、看護職員等につきましては、2月から9月までの8か月間ということで、道の補助金の対応が見込まれる間について賃上げのほうを実施いたします。その中で、看護師につきましては国が1%相当と示す4,000円に単価を設定しまして、職員数は正職員と会計年度を合わせて106名に対して月額42万4,000円となります。

それから、看護師の業務の支援に大きく関わっているということで、看護補助者、助手についても月額2,000円ということで設定をしまして、これについては、これも職員と会計年度合わせて28名ということで月額5万6,000円となります。そして、関係する法定福利費10万2,000円を加えまして、月額約58万2,000円が支出ということで見込んでおります。

これに対する財源としましては、道の補助金がこの間見込まれますので、こちらは看護師の常勤換算で計算した値になりますから51万2,000円と見込んでいます。これにつきましては、実際の職員数の人数と若干乖離があること、それから、看護補助者に対する範囲を拡大したということで7万円ほど月に不足することになりますので、そこは病院事業会計のほうで負担すると見込んでおります。

それから、もう一つ、保育士でありますけれども、こちらについては6名に対しまして、これも2月から始めまして、これは9月というゴールはなく恒久的に考えておりまして、年収で約3%、これも人件費合わせて、法定福利費も合わせまして月額約3万8,000円と見込んでおります。こちらのほうは全額を一般会計のほうから繰入れをしてもらおうという形で、2月から、令和3年度も、4年度もということで今のところ進む予定でおります。

私からは以上です。

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 私から、財政的な課題について答弁申し上げます。

国は地方財政計画において、今回の保育士や介護職員等に対する処遇改善対策に関連する財政措置として、本年2月から9月までの間は全額国費で、10月以降は介護報酬の改定や地方交付税措置などを講ずるとしております。

しかし、今回地方財政措置の対象となります施設は、認可保育園や幼稚園でありまして、認可保育園と同等の役割を担っています、多様化する保育ニーズに対応している認可外の保育施設については対象外ということでありまして、本市としましては、安全・安心な保育ができる環境づくりのために処遇改善を図る必要があるという判断から、この対象外の施設についても市単独事業として実施する考えであります。

それで、これらを実施していくためには、西川議員お話しのように、恒久的な財源の対応というものが必要になってくることから、その確保というものが課題になっていきます。地方財政措置の対象施設については交付税措置が続くものと考えておりますけれども、対象外の施設の財源については一般財源で対応していくこととなります。現在、財政健全化実行計画の中で、

財源の捻出というのは難しいところではありますが、当面の間の財源については事務事業の見直しですとか施設の統廃合など、健全化計画の上振れ財源を見込みまして実施していく考えであります。また、対象外施設の対応については、対象施設に加えると、拡大していくということとともに、診療報酬でありますとか介護報酬の算定についても、これはしっかりと財源措置をするよう、反映するよう国に対して要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） 病院の看護師の処遇改善についてはちょっと制度が違いますので、病院のほうからお答えさせていただきます。

10月以降の部分ですけれども、現在の診療報酬改定の中に盛り込むという概要を示されているんですけれども、どういった項目でどういった算定になるのかというのはまだ全然明らかになっておりません。概要としては、全体の診療報酬の0.2%アップということで検討されているようですけれども、その0.2%が10月以降の分なのか、それとも1年間を通しての分なのかということもまだはっきりしておりません。恐らく現行の補助金の制度の年間の救急車200台以上、そういった部分が基準になるのかなと思うんですけれども、仮にもしこういった基準に、今現在私どもはクリアしていますよと、900台ですので楽々クリアしているんですけれども、これを例えばクリアした年、今後うちで3%上げると1,800万円ぐらいの財源が必要になるんですけれども、それがクリアできなくなったときに一旦賃金を上げました、だけれどもクリアできなくなりました、そうしたら下げるんですかという、そういったちょっと今制度的にはっきりしないところがあります。

それと、先ほど議員のお話の中で、処遇改善の中で介護職員、保育所職員、そういった部分のところは全産業の平均賃金から低いと、改善していくというのは当然だという考えはあるんですけれども、公立病院の看護師というのはまたちょっと若干今違うのかなという部分がありますので、恐らく8月、9月に診療報酬改定の内容が出てきます。ただ、そのときに見合った分が来るのかということも検討しなければなりませんし、結局介護報酬を引き上げるということは、患者さん、市民のほうの、あるいは保険者のほうのそのまま負担増になりますので、その辺もトータル的に考えてから判断したい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） ただいまたくさん部署から答弁いただきまして、697人の方が、もうこれは令和4年度の執行方針にということでもありますけれども、既に2月、3月ということで賃上げが実施されておりまして、答弁によりまして、2,000円から1万5,000円の幅はありますけれども、現場で働く方が処遇改善がされているということで、当然ながらこれは新たに国から来ているお金でありますので、そういった意味では地域の中でしっかりと、現場の方にまず懐に入って、それがたまった結果、地域の中での購買力につながっていくように、ぜひ10月以降

の課題も今お話しされていましたが、この上げた分を恒久的に対応いただけるように、国への働きかけも強めていただければと思います。

3点目の質問をいたします。上水道経営における料金の見直しも含めた経営基盤強化策についてお伺いします。

市政執行方針においては、上水道経営について料金の見直しも含めた経営基盤強化策に取り組むとされております。具体的には水道料金の改定についてお伺いするところでもありますけれども、昨日の谷議員の質疑もありまして、令和4年10月からの料金改定に向けたこれまでの手続の状況、そして今後の手続についての答弁がありました。少し重複してしまいますが、振り返りますと、昨年11月の決算委員会で改定実施の考えが市から示されまして、第4回定例会においては、私自身が4年10月からの改定をさらに先送ることはできないのかと、そういった求めに対し、改定時期については先日開催された予算決算常任委員会の説明のとおり、計画では4年4月からの改定予定だが、経営状況が改善していることや、コロナ禍における市民生活への影響を考慮して、改定時期の半年程度の先延ばしを検討すると答弁をされています。昨日の谷議員への答弁において、12月定例会以降の手続として、上下水道運営審議会に対し料金改定についての諮問、料金改定の必要性、4年10月の改定時期について了承いただき、続く1月26日開催の第4回審議会の協議において、改定率については改定しない、18.4%、22.6%のうち、総括原価の不足分解消として22.6%の改定を了承。改定については10月、この改定により、家事用平均月13立方メートルの使用の場合、改定後の料金は1か月プラス621円の3,367円と、この改定後の料金見込みについても審議会の報道として示されているところでございます。

12月議会での答弁や以後の審議会の審議状況の報道に触れ、私自身は4年10月に料金改定を行うんだなと考えていたところでもありますけれども、この定例会に付されております現時点での予算案を見ますと、10月については改定しない予算案として提案をされています。当然水道料金の改定に係る変更条例案も提案はされていない状況であります。このことについて、昨日の答弁において、審議会からは3月4日に最終答申をいただいて、これから料金構成の調整、条例改正等については6月開会の第2回定例会、ここに料金改定の条例案と改定に伴う水道事業会計の補正予算案を提案し、可決、成立を目指すところとされております。乱暴な計算でありますけれども、家事用平均の使用13立方メートル621円プラス、10月からの半年間ではその増額は3,726円になります。水道会計の予算書にあります給水戸数が8,340戸ということでもありますので、ここに掛ければ3,000万円を上回る給水収益増ということでもあります。大きな額だと思いますけれども、率直にどうしてこの第1回定例会に提案となっていないのかについて教えてください。

あわせて、提案をされています土別市水道事業会計予算案においては、他会計からの繰入金として一般会計からの繰入金額は1億1,264万1,000円、3年度、前年度比1,580万8,000円のプラスとなっております。ここも12月の定例会の一般質問で、繰入金の増額によって値上げの抑制というのも考えてはどうだと提案した私としては、繰入金の増額によって4年度の改定を

行わないということであれば、私自身が求めた結果でありますので、よかったなとなるんですけども、改定はするということですので、ならばこの繰入金、4年度の増額の理由、それから、10月に向けて料金改定がされた場合、4年度の水道料金の収入増の金額、この料金収入が増によってこの繰入額は減額とか、そういった措置がされるのかを教えてください。

さらに、予算編成の考え方として、4年度の予算のうち、その半分であります半年後に実施予定の料金改定、これによる収入、先ほどざっくり3,000万円以上上がるよという、これを収入として見込まない予算というのが、そもそも1年間の正しい見積りの予算なのかという点については、私自身は少し手続が終わっていないのでというにはあまりにも大きな金額じゃないかなと思うんですけども、手続上やむを得ないということでしょうが、この点について見解をお伺いしたいと思います。

最後に、この10月の料金改定の条例改正手続が、今後の6月に開会されます第2回定例会で可決、成立するというところである場合、当然、今日は私も質問しておりますし、昨日は谷議員もしております。大西議員の質疑にもありました。料金改定は10月からあるんだろうなと思いつながら、実際に可決、成立するのが6月の議会でありますので、当然市から市民の皆さんへの手続後の周知期間というのは、値上げまで6か月もない状況でございます。1か月の使用水量が平均である13立方メートルの世帯では、繰返しになりますけれども、月621円、年間では7,452円の値上げということでございます。額としては決して少なくないと思います。

加えて、現在燃料費の高騰や食料品をはじめ様々なものが値上げされていく中であって、水道料金の改定理由、それから改定率、金額の説明については十分丁寧に行う必要があるのではないかと考えます。6月の改正になれば、当然ながら想定されるのは、市民からの問合せに対し、6月の可決、議会が終わるまでは、そのような方向で動いておりますが、まだ正式には決まっておりませんと、市の説明にも苦慮されるのではないのでしょうか。市民周知期間を十分に確保するためにも、この定例会の閉会日は決まっておりますが、次の第2回定例会を待たずして早期の手続が必要だと私自身は考えますけれども、この点、考え方をお伺いし、この質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 土田都市マネジメント課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） 西川議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、第1回定例会に料金改定の条例改正に至らなかった理由についてでございます。

今回の料金改定のスケジュールについては、前回、平成30年度改正をいたしましたスケジュールを参考に組み立て、令和3年12月20日に上下水道審議会に水道料金の改定について諮問をし、継続審議を含め2回の審議を開催いたしました。開催後においては、審議会を欠席した委員からの意見収集や会長による答申案の作成、その答申案の各委員からの意見収集など、意見収集に一定期間を設けた書面郵送による対応を行った経過を経て3月4日に答申書を受け取ったところでございます。

また、現在基本料金と超過料金の料金構成案を作成しているところでありますが、算定に当



たって利用者への経済状況による変化の影響を最小限にするため、近々1年間の用途別水道収入の割合や経営収支の各項目を算定基礎としており、それをもって料金構成案を決定することとしております。その後、具体的な料金表の作成後、上下水道審議会から意見を募った後に改定方針となることから、第2回定例会での条例改正議案上程のスケジュールとなったところでございます。

続きまして、4年度予算繰入金増額の要因についてでございます。この要因としましては、朝日地区、温西地区、多寄地区などの旧簡易水道地区での給水収益の減少、約500万円ほどになります。それと、水道メーター取替費の増、こちらも年間500万円ほど増による収支不足分の補填に加え、旧簡易水道地区の資本整備に伴った起債元金償還金の増、こちらも500万円ほどにはなるんですが、そちらが主な要因となっております。

10月改正による料金収入の増の金額についてであります。22.6%の改定を行った場合、4年度の増収額は2,890万5,000円を見込んでおります。改定による繰入額の減額についてであります。旧簡易水道地区については一般会計からの不足分について繰入れをさせていただいております。そういった影響によりまして、料金収入に対して約500万円ほど減額となります。そのほか、福祉料金に対しても一般会計からその部分補填をさせていただいておりますので、40万円増となります。その足し引きによりまして約460万円減額になる見込みと考えております。

続きまして、料金改定を4年度予算編成に反映しなかった要因についてでございます。

4年度の予算編成に当たり、料金収入の算定は水道事業給水条例で定められております料金単価を根拠に算定をしており、検討している料金改定については現時点では未確定であることから、計上することは適正ではないと判断するとともに、企業会計の予算については経営活動を弾力的に反映する必要もあることから、4年第2回定例会で料金改正に伴う条例改正と併せて増収分の補正予算を上程する予定でございます。

最後に、市民周知の期間を十分に確保する上でも早期の手続が必要ではないかという部分でございます。

今回の料金改定スケジュールについては、市民周知期間も含めて、前回の部分のスケジュールを参考に組み立ててあります。条例改正議案を了承していただいた際には、速やかにホームページ、広報、新聞広告、利用者全戸へのビラ配布など周知に取り組み、問合せなどについては丁寧に対応していくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠山昭二君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 審議会の丁寧な議論、議会に対しての慎重検討議案の提出ということで、手続が時間がかかるということについては説明としては承りますけれども、やはり私は決まった結果について市民の方々が受け止める期間を、実は昨日の経営計画の実績についても丁寧に説明をするということが求められるんじゃないかという指摘もございましたけれども、ちょっとこの料金改定については、直接的にもう御負担いただくということです、10月分からは。

何も使用量を変えなければ、そのままストレートに水道料金が上がるということなので、なぜ上がるのかということが、ここで私はこうやって質問をして考え方を聞きしていますけれども、このやり取りは市のホームページには反映されないですね、6月の議会が終わるまでは、私の使用料は一体何ぼ上がるかということを知っても、まだ正式には決まっていますと市役所は言わざるを得ないわけです。そういう意味では、もう早くそういう方向の中で上げてほしいというのが、改定を見送れないのであれば早く上げてほしかったということでございます。6月だということでもありますので、分かったと言わざるを得ないと思いますけれども、その中で今回の改定率についてちょっと考え方を聞きしたいんですけれども、審議会のほうに改定しない、18.4%、それから22.6%という案を出して、結果22.6%という改定率が答申されたということで理解いたします。

この経営戦略に基づく料金改定は4年ごとということで、この間、市は平成30年のときの改定がベースだということで、今回の令和4年もそのときに決めていたのだという、こういう説明でありますので、ちょっと改定率についてお伺いしたいんですけれども、平成30年4月改定においては総括原価方式の考え方でいけば40%の改定が必要だと、そのうち激変緩和ということも含めて20%ということでもございました。それで以降4年が経過しまして、今回の改定率が22.6%です。それが改定前というのが、実は平成30年の改定前のときには40%必要だったというものが、今回の平成30年4月と今回の改定があると、20%増えたものに今回22.6%が掛かりますので、結果、平成30年の最初の改定前からいったら40数%、要はその当時出た40%を上回る、結果的には御負担になるということだと思っておりますけれども、今回のその改定率、審議会にお示しする段階で、この経営戦略に基づく料金改定であれば、一番最初に言っていた、いわゆる上限の40%、こういった視点というのが反映されなかったのか、ちょっとその辺の考え方についてお聞かせいただければと思います。

○議長（遠山昭二君） 土田課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答えさせていただきます。

今回経営改善に向けて料金改定の部分で検討させていただいたんですが、現在22.6%ということで、議員おっしゃるとおり、当初平成30年度に比較しまして20%の部分からすると、総括原価では悪化をしているという部分、そういった上でも説明の中では経営上好転をしているという部分でちょっとお話しもさせていただいております。まず、その部分について御説明させていただきます。

平成30年の改定に当たっては、平成30年度から令和3年度までの4年間の総括原価を試算し、不足分2分の1に相当する20%の改定をさせていただき、その時点では総括原価20%不足する計画としておりましたが、計画より進む人口減少による料金収入の減少や物価、労務費の高騰により総括原価の不足率は年々増加をしております。こういった中でも改善した要因としましては、総括原価に含まれない資本費の工事負担の部分ではあるんですが、こちらが計画には含まれてはいないんですが、下水道事業や農業集落排水事業、あと、消防栓の整備の関係、そう

いった部分で水道事業ではない要素による水道管の敷設替えなどの影響で工事負担金として約4年間で5,500万円ほど頂いております。そういったこともありまして、総括原価では20%を超える率で悪化はしているんですが、そこに含まれない資本費の収入によって運転資本が増えているような形になります。それで、今回経営改善をしたとする対象として運転資本を指しておりまして、経営戦略と比較しまして3年度見込みで3,267万2,000円が改善をしているということから、10月の改定まで延ばしたということでございます。

続きまして、平成30年度の改定前に対する改定率の上限議論があってもよかったのではないかとこの部分の御質問でございます。

料金改定の率の検討に当たっては、改定以降の事業運営の健全性、安定性を考慮するため、改定から4年間の総括原価を試算する必要がございます。平成30年の改定は、平成30年度から令和3年度の総括原価で試算し、不足分20%となっていました。今回の改正は4年から7年までを対象に試算をしており、経費削減策に取り組んでまいりましたが、結果として22.6%の不足となったところでございます。平成30年度の料金改定以降、毎年決算を反映した収支計画を基に経営状況を注視し、その都度料金改定の必要性について上下水道審議会場で検証を重ねてまいりました。今回の率の検討に当たっても、資金収支方式による18.4%の案も併せて検討してきましたが、将来世代の負担や事業経営の安定を考慮し22.6%となったところでございます。

以上でございます。

○議長（遠山昭二君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 繰り返してしまっていて申し訳ありませんけれども、この料金改定については避けられないんだという状況については理解をいたします。

その上で、やはり今後も財政的な厳しさの中から様々なというか、市民の御負担をいただく場面があるかもしれないんですけれども、行政内部あるいは対議会との手続をしっかりと進めていくということも大事だと思いますけれども、やはり最後の改定に伴っての実際に御負担いただく市民の側からどうだろうかということも、今後の料金改定、あるいは使用料等の部分はあるかもしれませんけれども、そういった視点をぜひ市役所の内部の中で持っていただくように強く要請いたしまして、質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 以上で、西川議員の質疑を終了いたします。

これにて大綱質疑を終わります。

---

○議長（遠山昭二君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第19号までの19案件については、会議規則第36条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第19号までの19案件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（遠山昭二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明11日から17日までの7日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、明11日から17日までの7日間は休会と決定いたしました。

なお、18日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時14分散会）